



第42回婦人週間全国会議録

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう



指揮者／松尾葉子さん

労働省婦人局

婦人局一般資料No. 41

は　じ　め　に

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した４月１０日を記念し、この日に始まる１週間を「婦人週間」と定め、昭和２４年以来、婦人の地位向上のための啓発活動を全国的に展開しています。

近年、婦人の地位向上のための法律や制度の基本的な枠組みは整備されましたが、実際に婦人の地位が向上していくためには、男女各人が職場や家庭等において、女性の能力についての社会通念や男女の固定的な役割分担意識を見直すための活動を継続していく必要があります。

そのための一環として、本年も引き続き「女性の能力や役割りについての固定的な考え方を見直そう」をテーマとして「第４２回婦人週間全国会議」を開催したところ、全国から約９００人の参加がありました。

ここに、会議の記録をまとめ、関心のある方々の参考に供しますので、御活用いただければ幸いです。

最後に、多大な御協力をいただきました講師の先生方に深く感謝の意を表します。

平成２年１２月

労働省婦人局

目 次

I	第42回婦人週間全国会議の概要	1
II	開 会	3
	開会のことば	3
	主催者あいさつ	5
III	祝 辞	7
IV	基調講演	9
V	国連婦人の地位委員会報告	30
VI	公開座談	39
VII	閉会のことば	60
〔付 参考〕		
	◦西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略 の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論 (抜粋)	62

1 第42回婦人週間全国会議の概要

- 1 趣 旨 国際婦人年（1975年）から15年が経過し、この間、民法および国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、女子差別撤廃条約の批准等、婦人の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されたが、実際に婦人の地位を向上させていくためには、女性の能力や役割についての固定的な考え方や、それに基づく慣行及び行動様式を見直すための努力を継続していくことが必要である。

このため、個人あるいは団体等が実際に婦人の地位の向上を図るための諸活動の情報や成果を交換し、今後の活動に資することを目的として「第42回婦人週間全国会議」を開催する。

- 2 主 催 労 働 省

- 3 協 賛 財団法人 婦人少年協会

- 4 後 援 財団法人 日本国際連合協会
日本放送協会
社団法人 日本新聞協会
社団法人 日本民間放送連盟

- 5 テ ー マ 女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

- 6 開催期日 平成2年5月18日（金）

- 7 開催場所 千代田区公会堂（東京）

- 8 参加者 婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職

能団体、文化団体、報道機関、関係官公庁、地方公共団体、その他の団体及び個人 約900名

9 プログラム

開 会

開会のことば	労働省婦人局長	佐 藤 ギン子
主催者あいさつ	労働大臣	塚 原 俊 平

祝 辞

国際婦人年日本大会の決議を 実現するための連絡会世話人	中 村 道 子
--------------------------------	---------

基 調 講 演

「私と音楽」	指 揮 者	松 尾 葉 子
--------	-------	---------

報 告

国連婦人の地位委員会報告	
国連婦人の地位委員会日本代表	有 馬 真喜子

公 開 座 談

『女性の歩み、これまでの15年 これからの10年』	
国連婦人の地位委員会日本代表	有 馬 真喜子
上 智 大 学 教 授	緒 方 貞 子
文京女子短期大学教授	山 下 泰 子

閉 会

閉会のことば	婦人局婦人政策課長	太 田 芳 枝
--------	-----------	---------

Ⅱ 開 会

開 会 の こ と ば

労働省婦人局長 佐 藤 ギン子

皆様、こんにちは。今日は全国津々浦々からこうして大勢の方にお越しいただきまして本当にありがとうございました。

労働省では、皆様ご存知のとおり、我が国の女性が初めて選挙権を行使いたしました4月10日を記念して、毎年婦人週間を行ってまいりましたが、今年は実に42回目となります。本当に長く続いてきたという感じがするのでございますが、これも今日ご出席の皆様方、そして日本中の方々のお支えがあったからと心からお礼を申し上げます。また、今日おいでくださいました方々は日頃から婦人行政にさまざまな形でご支援下さった方々と、この席をお借りしまして心から御礼申し上げます。

今年のキャッチフレーズは「フレキシブルに女と男の^{あたりまえ}当然」と致しましたが、これは毎年婦人局の若い職員たちが衆知を集めて考えております。今年のこのキャッチフレーズは、今まで男だからこういうのが当たり前、女はこういうのが当たり前とされていたことを、もう一度見直してみようということでございます。こういう事はやはり皆様方が日常自分たちの生活の中でもいろいろお考えいただき、ご努力いただくことが積み重なって、男女の平等というものが更に進んでいくのではないかと考えたわけでございます。

今日はこういう意味で指揮者の松尾葉子さんに基調講演をしていただくのですが、普通日本では、指揮者というのは男の仕事と考えられがちですが、この方自身が、大変素晴らしい指揮者になられまして、国際的に活躍しておられる、こういう方で、まさにこのキャッチフレーズにピッタリだということをお願いをしたわけでございます。

それからまた、有馬真喜子さん、緒方貞子さん、山下泰子さんと、それぞれに国際的な視野に基づいて様々な分野でご活躍中の方々においでいただきましたので、いろいろと素晴らしいお話を伺えるのではないかと、期待を致しております。

また今日おいでの方々もそれぞれの分野でご活躍の方でございますが、今日の会議

の結果が皆様の明日からのお仕事、あるいはご活動に少しでもお役に立ちますならば、これ以上の幸せはございません。どうぞ、皆様今日一日ごゆっくりなさってくださいませ。ありがとうございました。

主 催 者 あ い さ つ

労働大臣 塚 原 俊 平

(労働事務次官 白井 晋太郎 代読)

皆様お忙しいところをお集まりくださりましてありがとうございました。また、関係協賛後援団体の皆様方のご協力に対して感謝申し上げますとともに、今日お忙しい中を時間を割いていただきました中村先生をはじめ、講師の先生方にも厚く御礼申し上げたいと思います。

最近 は 女性 の 時代 と言われております。私も男女雇用機会均等法の成立につきましては、その立法の準備室長として参画させていただいた一人として、時代の流れを感じております。

特に、働かれる女性 の 皆さん 方 の 問題 で 申し上げますと、今後の90年代後半に向けましては、働く女性の方々の環境整備と申しますか、働きやすい、また職業生涯全体を通じての環境の整備、いろいろな援助その他を進めていくということが重要な課題になっていると思います。

本日は、労働大臣がまいりまして、直々に御挨拶申し上げるところでございましたが、国会用務のために出席できなくなりましたので、代りに私がまいった次第でございます。しかし、せっかくですから労働大臣のあいさつを代読させていただきます。

本日ここに全国各地から多数の方々のご参加を頂き、第42回婦人週間全国会議を開催いたしますことは、私の心からの喜びであります。

労働省では我が国の女性が参政権を行使したことになみ、婦人週間を設け、婦人の地位向上のための啓発活動を全国的に展開しておりますが、本日の会議はその集大成といえます。

1975年の国際婦人年から15年が経過しましたが、この間、我が国でも女性がいろいろな分野に進出し、活躍されるようになり、女性の時代とさえ言われるようになってきております。

今後、更に10年後の21世紀に向けて男女の平等を進めていくためには、家庭、地域社会、職場等に根強く残っている女性の能力適性についての固定的な見方や、性による役割分担意識を見直すことが必要であります。これらのことから本年も婦人週間のテーマを、引き続き、女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そうとし、「フレキシブルに女と男のあたりまえ」をキャッチフレーズと致しました。

国際化の進展により、我が国が世界で果たす役割がますます増大していく中で、女性はその能力を十分発揮し、あらゆる分野で活躍していくことがこれまで以上に求められ、また世界からも注目されています。

本日の会議が婦人の地位向上のための一助となりますことを祈念いたしますとともに、本会議の開催に当たりご協力を頂きました関係者の方々に対し厚く御礼申しあげ、私のあいさつと致します。

Ⅲ 祝 辞

国際婦人年日本大会の決議を

実現するための連絡会世話人 中 村 道 子

皆様、こんにちは。第42回婦人週間全国会議の開催に当たりまして、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会を代表して、今日皆様にお祝いの言葉を申させていただきますのは大変光栄に存じます。

1つの行事を始めますことは「産みの苦しみ」という言葉がありますようになかなか大変なことでございます。この企画が今日まで着実に実績をあげながら続き、42回目を迎えましたことは、労働省の担当の方たちのご努力と情熱によること大でありますけれども、ここに集まっていらっしゃる皆様の、婦人の地位向上のため、それから社会に対する関心の熱意がおりになることで、ここまで続いたことだと思います。主催者と参加者の皆様と共に心からお祝いをしたい気持ちでございます。

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会とは、いったいどういう会なのか、簡単に今までの15年間を振り返って皆様にご紹介を致したいと思います。

1975年のメキシコで開かれました国連主唱の国際婦人年世界会議を契機に、故市川房枝先生が中心となり、全国組織の婦人団体と、労働組合婦人部に呼びかけまして同じ1975年に国際婦人年日本大会を開催いたしました。大会の決議を実現するために連絡会がその後構成されまして、当初は41団体でしたが、ただ今は50団体となっております。共に運動を続けております。

国連の世界婦人会議と並行しまして、コペンハーゲン世界会議の1980年に、国連婦人の十年中間年日本大会を、それから1985年のナイロビ世界会議には「国連婦人の十年日本大会、平等・開発・平和、2000年に向けて」を開催いたしました。国連婦人の十年は終わりましたが、ナイロビの2000年に向けての将来戦略を受けまして、私どもも2000年に向けて連帯を強め、行動を共にする決意でございます。

1988年12月10日には、世界人権宣言40周年を記念いたしまして、2000年に向けて、民間行動計画の策定、女性たちの人権集会を開催いたしました。そして

2000年に向けての民間行動計画を発表いたしました。そして昨年は、「連帯と行動 国際婦人年連絡会の記録」を出版することができました。ありがとうございます。

民間の女性が国際婦人年以後、主義主張が異なるにもかかわらず、それを超越して婦人の地位向上のために力を合わせながらどういう活動をしてきたか、どういうことを訴えてきたか、この記録をご覧くださいますと、詳しく記載してございます。

私ども国連婦人の十年の3つの目標であります。平等・開発・平和の中の、開発に早くから注目し、私ども自身の問題はもちろんのことですけれど、もっと広く世界の女性に目を向けるべきである。自分たちさえ幸せであればよいのではない。世界の女性、取りわけ発展途上国の女性の幸せのために努力しなければ、世界の平和もあり得ないのではないかと考えております。

つい最近では、この3月にユニフェム（UNIFEM）と申します国連婦人開発基金のアラキジャ事務局長をお迎えし、衆・参婦人議員、政府の関係者と共に、発展途上国の女性に対する援助のあり方を勉強する会を開催いたしました。そして、政府に対してユニフェムへの拠出を大幅に増額することを再度要請するために、今朝も外務省へ代表者がまいりました。

本日のプログラムを拝見いたしまして、まさにわが意を得たりと思いました。まずは私どもの感性と心の豊かさを基調講演で、世界の女性の動きを、報告と公開座談会でうかがうことができます。

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直しながら、フレキシブルに対応することによって、何が女と男にとって当たりまえなのか、そしてもっと視野を世界に広げて、何が人間として当たりまえなのか、共に考えたいと思います。

皆様の今後のご活躍に大いに期待いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。



Ⅳ 基調講演

「わたしと音楽」



指揮者 松尾葉子

皆様、こんにちは。ただ今紹介いただきました松尾葉子です。ポスターが何枚か張ってありますが、いつもはあちらのポスターのように、例えばパンタロンをはいたり、結構活発な格好で指揮しています。あれでないといけないということではないのですが、どうしても活動的な格好でないと指揮をしにくいので、ああいう格好になってしまいます。今日は労働省から婦人問題での講演をしてほしいと言われまして、私は余り硬い話は得意ではないのですが、依頼を受け、お話することになりました。こういう舞台に立って講演をするときに、非常にいつも不思議が氣がします。それは先にオーケストラの団員がこの舞台の上にもまして、指揮者は大抵下手のほうから出て来て、皆さんのほうに顔を向けるのは、ある瞬間だけなのです。そしてすぐ後ろを向いて指揮をして、また終わってからピョコッとお辞儀をして、引っ込んでしまうのです。ですから演奏会の途中いらっしゃった方は、私は演奏会ではパンタロンをはいていますので、終了後あいさつするときまで女性だというのが分からなかったらしいんです。「あら、女性の指揮者だったのかしら。男だったんじゃないかしら」と驚かれます。

私の前にも女性の指揮者はいらっしゃいました。私が初めてではなく、久山恵子さんですとか、私が学生のころには何名かいらっしゃったと思いますが、あまり長くは活動なさっていないので記憶にのこっていないだけだと思います。私は別にパイオニアでも何でもございません。ここはお断りをしておかなければいけないと思うのですが、指揮者は男性の分野というか、女性の指揮者は少く、活動している人はほとんどが男性です。日本の指揮者協会というのがあるんですが、そこに女性の指揮者が登録されているのが2名ぐらいで、少ないと思います。

どうして少ないかとよく質問されます。マスコミの方は、女性のハンディとかいろいろ言ってもらいたいようですね。女性は頼りないとか、大変だとか、何かハンディ

を付けたがります。どうしてもハンディがあるから少ないのでしょうかという答えを期待しているようですが、そんなことは悔しいから言えませんし、絶対にそういうふうには言いません。まず1つの理由としては、なりたいという人が少ないのです。絶対数が少ないのです。なる人がとか、今現在の人数がではなくて、指揮者になりたいと思わないと思うのです。これは変な言い方なのですが、私は別に異常でも何でもなかったのですが、男性でなりたいという職業に指揮者もありますね。それからパイロットとか野球の監督というのは、男性が今まではあこがれる職業だったと思います。

女性があこがれる職業は、女優とか、看護婦とかいろいろあると思いますが、音楽家で言いますと、ピアニストとか、バイオリニストとか、とてもきれいな洋服を着て、きれいな形で、すごく素敵に演奏するということにあこがれたと思います。あこがれる人が少ないものですから、女性指揮者の人数は絶対的に少ないわけです。指揮者になりたいという相談を受けますが、女性で指揮者になろうかなという人も少ないので、当然世の中に出てくる人も少ないし、コンクールを受ける人も少ない、そして社会のほうも受け入れてくれないからどんどん減っていった希少価値になってしまっているのだらうなと思いますし、偏見もあります。

一昔前には、例えばすし屋で女性が握っていたらまずいのではないかと、女医さん、このごろは随分増えてきたと思いますが、タクシーの運転手が女性だったら危ないんじゃないかと、社会にそういう偏見がすごくあると思います。それがあがって例えばリハーサルに行く前に女性の指揮者だということだけで、大丈夫なのかな、振れるのかな、指揮できるのかな、何か練習してくれるのかなという不安がお客さんにも、主催者にもものすごくあるわけです。ということで、女性の指揮者なのですがと言ったときに、「えっ、女性ですか」という疑問がまず来るらしいですね。これは今ではなくて昔の話です。それで女性なのですけどどうでしょうかということで、一応練習に行って、それが成果があれば「ああ、女性でもできるんだ」という言い方をされます。どんどんそういうのがエスカレートして、女性というのはなかなか雇ってもらえない。要するに0から1というのが、女性の立場の場合はすごく難しいと思うのです。1からは大丈夫です。その0から1というのが、例えば1回コンサートをするとか、練習をするとその成果を見てください。ですけど、候補として女性指揮者、男性指揮者が挙げた場合にどちらにしましょうかと言うと、男性の指揮者が無難だからということになる、いい・悪いは関係ありません。顔のいい・悪いも関係ありま

せん。けれどもとにかく男性だからということで、仕事が来るという事を私は随分経験しています。これはコンクールにも通る前の話ですし、学生時代ですが、男性の後輩にはどんどん仕事 comes。でも女性だからちょっと、と言う人が多いので難しいという話をよく聞きました。ということは、要するに0から1というのが非常に難しいわけです。これが変な話ですが、コンクール後裏を返したように変わって、コンクール以前は「あなたは女性だからちょっと」と断わられたのが、「あなたは女性で珍しいから、どうぞ演奏会をしてください」というように変わりました。ブザンソン指揮者コンクールで優勝したという事で私としては得をしているわけです。

今偏見の話をしましたが、どうして私が指揮をしようと思ったかということ、少しお話しします。私は父が非常に音楽が好きなので生まれたときから、ピアノを始め前にクラシックの音楽を聴いていたわけです。邦楽、お琴とか、そういう日本の音楽よりも先に西洋音楽を耳にしており、それが当たり前だと思っていたので、むしろあこがれ、指揮者がどうのこうのではなくて、オーケストラの曲がすごく好きだったわけです。

小さいときから聴かされていた音楽に携わっていきなという気持ちはすごくあったのです。皆さんのお子さんもそうでしょうし、今女の子がよく習いますようにピアノをずっと練習していたわけです。それで中村絃子さんみたいにきれいな洋服を着てピアニストになりたいというのが私のあこがれだったわけです。それがどうして指揮者になったかという事については後程お話しします。音楽をしていれば音楽大学に行きたいということで、お茶の水女子大学教育学部の音楽科に入りました。音楽科というのは先生を養成する学部で、卒業すれば音楽の先生になる科ですが、そこに行ったわけです。それで、これも音楽の勉強、ピアノとか作曲、いろいろな勉強をしながら音楽を続けました。その当時フランスレイとかの映画音楽がはやっていた時期で、その後にフレンチ・ポップスというのがはやったわけです。そのときにミッシェル・ボルナレフというフレンチ・ポップスの長い髪の毛のサングラスを掛けた人ですが、その人がはやっていたのです。私は彼の曲がすごく好きで初めて聴いた時はショックを受けました。フランス語というのはこんなにきれいなものなのかということで、フランス語を独学で勉強してフランス語でその歌詞を歌いたいと思ったのです。それでフランスに行って、実はフランスに行くというのも、彼に会いたいからフランスに行こうと思っていたのです。ブザンソンを受けに行こうとかそんなことではなか

ったのです。それでフレンチ・ポップスが好きなので、最初シンガー・ソングライターになろうと思って、ヤマハのポップコンみたいなところへ応募しようというところまでは、いていたのですが、余り才能がないなと自分で思ったわけです。スラスラ歌が出てくれば作曲には向いていないと思い、音楽の先生で音楽に携わってほしいと思っていたときに、本当にあるきっかけで、きっかけがなければ私は絶対に指揮者にはなっていなかったと、今ははっきり言えます。お茶の水女子大学では毎年学園祭でオペラをやるわけです。あそこはいまだに女子大学なので、みんな女性だから指揮などやりたくないわけです。指揮者というのはみんなの前に立ってまとめていかなければいけないから何となくしんどいとか、余り面白くないなという意識がありまして、私も歌を舞台の上で歌いたい、歌を歌いたいということがあったので、歌うほうに回りたいと言っていたわけです。しかし、指揮をする人がいない事から先生から無理やり「あなた、指揮をきなさい」と言われました。これは偶然指揮きなさいと言われたわけではなくて、オーケストラの楽譜というのはちょっと特殊で、いろいろな楽器のことが書いてあるので30段とか40段、たくさんのときは60段ぐらいになるわけです。それを何となく見ながら理解できるという人が余りいなかった。慣れていないというだけなんですけど。それであなたがやったらどうかという事になったのです。私は、まあ、歌が下手ではなかったし、歌を歌いたかったのですが、指揮をやりなさいということで、では、と言って、ここもまた自己流で指揮の勉強を始めて、いろいろな指揮者の練習を見に行きました。そうすると「ああ、あの、格好いい」とか、「あの、ああいう振り方がいいな」という事を独学で学び、やっとオペラを振ったわけなのですが、これが結構面白かったのです。今までずっとピアノしかやっていなかった私は1人で練習して、1人で演奏するということのほうが多かったわけですが、オペラというのはみんな1年間かけて作りあげるわけです。自分たちでトンカチもやらなければいけない、演出もやらなければいけないということで、たくさんの人と一緒になって1つのものを作り上げるということがすごく面白かったのです。

ここで目覚めたのか、指揮というのはその当時本当に難しい職業だとは思わなかったものですから、やってみたらいいなというのがきっかけだったのです。今の難しさが分かっていたらやっていたかどうか分かりませんが、そのころみんな友達がふっかけたものですから、女性の指揮者がいないから芸大に行って指揮科を受けたらどうかなと本当に冗談で言っていたわけですが、この話が本当になり、では指揮をやってみ

ようということで勉強して入ったのが、芸大の指揮科だったわけです。

その当時は1年上に女性が1人いましたけれども、とにかく始まって以来指揮科には女性の学生が入っていなかったわけです。ということで笑い話があるのですが、指揮者の立つ指揮台というのがありますが、そこに女性が立ったということで、今の大相撲ではないですが、汚されるという話があり、それは冗談で男性の先生方が言っていらいちゃったのですが、指揮科というのは男性の先生しかいらいちゃらないですから、「よし、汚してやるんだったらドンと乗ってやれ」ということでゴンゴン乗って土でパーッと汚したことがあったのですが、そのくらい封建的な社会だったと思います。

今も多分指揮者の世界というか、音楽家の世界というのは封建的だろうと思いますが、ただ、芸大の中にいる分には、女性が学生で2人いたわけです。ですから芸大のオーケストラの人たちにとっては女性の指揮者が全然珍しくないわけです。それで普通に女性が学生として勉強しているわけですから、ただコンクールに通って女性の指揮者で珍しいねというふうに、そういう感覚では受け止めていなかったと思います。当たり前、文句も言われましたが、普通に指揮していればみんな言うことを聞いてくれ、そこでは全然差別なんてないわけです。女子学生がどうのとか、男性のほうが優位とかということは1つありませんし、むしろフランス音楽が好きだから、フランス音楽をよく勉強していればどんどん機会を与えてくださったというのは、先生方は本当に平等に考えてくださった。

それと私が最初に師事しました小林研一郎先生という指揮者がいらいちゃいますが、彼も教えるときには女性だからこうだという教え方はいっさいなかったのです。それこそ駄目だったらいつでも破門にするし、本当に泣きたいくらい怒られたこともありますから、棒の持ち方から教わったのですが、女性だからという教え方は絶対なさらなかった。女性だからこうだとか、この辺でいいだろうとか、こんな女性の振り方では入れないな、ということとは1つもおっしゃらなかった。後になって一言だけおっしゃったのは、コンクール以前にどんどんエスカレートしてというのか、やはり男性的な職業なので、ベートーベンを振ったり、力強い曲を振ったりするときはすごい形相をしなければいけないわけです。ニコニコしてられないし、ベートーベンの苦悩を表そうと思って、ヘラヘラ笑っているわけにはいけないので、ものすごく力が要るし、すごく怖い顔をしなければいけない。先生がその顔を見ていらして、「おれはジレン

マに陥る、女の子にこんな顔をさせて。もっと女性的な顔になったほうが早くお嫁に行けるだろうしね。困ったな」ということでした。能力としてどうのとか、女性が指揮者をしては駄目ということは、一言もおっしゃらなかった、それも私は非常に幸運だったと思うのです。

そんな感じで芸大に入ってから普通に、平等に育てていただいて、勉強させていただいて、ちょうど留学するきっかけが、これはポルナレフではないですが、本当にフランス音楽をやりたいと思ってフランスに留学したわけです。

フランスに留学して一番うれしかったのはフランスにはだれも知っている人がいないわけです。日本人も少ないし、そこでは女性、男性とか、日本人ということは何もないわけです。ただ東洋人と西洋人という差は少しはあったと思うのですが、日本の学校というのは、私は学ぶつもりで行きましたが、日本の大学で指揮法という分野はものすごくレベルが高いわけです。これは自信を持って言えますが、小沢征爾さんでも桐朋大学、芸大もそうですが、ものすごくレベルが高い、これは技術的な問題です。音楽的なとは言いませんが、指揮法という技術的な問題に関してはものすごくレベルが高いので、大学を卒業して向こうに留学した場合は、ものすごくレベルの高い指揮ができるわけです。ですから向こうの学生たちがむしろ日本でどんなふうに教えているのかとか、どういうことを学んできたかということを逆に聞きたがって、どんどん周りに集まってきてくれたりするわけです。ですからよかったのは、そういうことでフランス語をよく理解できるようになったと思うのです。

向こうの教育法というのは、とても自由で、自分の言いたいことを表さなければいけないという教育です。日本の場合は先生に逆らってはいけない、先生の言うことは絶対。ですから「はい」と聞いて自分の意見は言えないのですが、向こうに行けば言えるのです。自分の意見を言わないと、ばかだと思われます。

ただ、私はこれは見習わなければいけないことだと思った事は、自分の意見をみんな言うけれども、例えば『運命』のレッスンをしていたわけですが、学生が「僕はこういう振り方をしたい」と言ったのです。そうすると先生が「いや、お前は違う。こういう振り方でなければオーケストラは合わない。お前はいったい何回この曲を振ったんだ。まだいくらしめていないだろう。おれは100回も200回も指揮しているから、おれのほうが正しいんだ」と言う、そういう先生もいらっしゃるわけです。そういう理屈をおっしゃって、そういうふうに教えられたときに、学生は納得というの

ではなくて、その場で必ず聞いてしまうわけなのです。先生の言うことのほうが正しい。ではそれをやってみよう、実行してみようとして、そこで聞くというのは非常に素直だなと思いました。

私は行ったときに非常にまずいことをしまして、先生とけんかをしてしまったのです。どうしてかと言いますと、日本のレベルが高いというのも分かっていたし、自分は日本ではこういうふう指揮法を学んできた。だからこういうふう振るのが当たり前だというふうに思っていたのです。先生が「そうじゃない」と言われても、「いや、私はこう振る」と、自分の意見を言わなければいけないというのが、ちょっと強く出過ぎてしまったものですから、先生が本当にカンカンになって怒られて、「君は何のためにフランスに来たんだ。学ぶために来たんじゃないか」ということで随分要注意というか、チェックされてしまいました。周りの人たちも慰めてくれて、先生とけんかすると卒業はできない、ブザンソンにももちろん審査委員長ですから通らないよということで、やはり素直に聞くべきじゃないかというのを、年下の学生たちがみんな教えてくれました。私は大人じゃなかったわけなんですね。

ということで、一生懸命先生の言うことを聞かなければいけないということを、向こうで学びました。ですから向こうの学生は自分の意見ははっきり持って言うのだけれども、では先生がこうだと言った場合には、「はい」と一応聞いて、自分の納得したように練習をするというのが主だったなと思うのです。だから日本の教育と随分違うなということを感じました。

日本の場合は、今私は芸大の教壇に立って教えているのですが、どうしても技術に走ってしまいます。音楽的なことは教えられるかどうかは私も疑問だと思います。これは個人的な考え方で、個人的な感じ方の音楽なので、音楽がこうですよとは教えられないと思うのですが、ただ1つ教えられることは、音楽の流れというのがあるのです。これは何かと言うと、皆さん音楽会へいらっしゃったときに変な流れというのがある事に気付いていますか。急激にテンポが早くなるとか、急激に遅くなるとか、これは人間の呼吸の流れなので、すごく変な流れをすると居づらくなるとか、だから多分居眠りが出るというのは非常にいい流れだろうと思うのです。よく眠くなるとおっしゃるのですが。だから眠くならないとか、何かエッというような変な流れというのは、音楽の流れが悪いんだと思うのです。その音楽の自然な流れというのがありまして、それはいい、悪いというのは教えられると思います。

それから、私たちが教えていることというのは、経験上こういう振り方をするとオーケストラが乱れますよ。それから今本当に文化がよくないのですが、よくCDなど聴くと、全部の音が聴こえてくるわけです。あれはそういうふうにピックアップして録音してあるのですが、演奏会というのはあんなに聴こえるはずがないのです。

日本の聴衆の方はものすごくまじめで、高いお金を払って演奏会へ行くのだから全部聴いてやろうという心構えで皆さんいらっしゃるらしいのですが、CDで聴こえてきた音が聴こえないとおっしゃる方がおりますが、そんなのは当然なんです。「こう聴こえている音が今日の演奏会は聴こえませんでしたね。バイオリンは下手でしたね。オーボエは下手でしたね」とおっしゃるのですが、あんなに聴こえるはずがなく、音楽のバランスというのがあるわけです。例えばベートーベンの時代に作曲された音のバランス、金管楽器が聴こえているとか、バイオリンが聴こえているというバランスがあって、それをうまくブレンドしなければいけない。要するにミキサーです。

その方法というのが、最初に指揮台に立ったときというのは、音が聴こえてこないのです。これは本当に不思議なのですが、指揮台に最初に立ったときは、オーケストラはその前のほうの何人かぐらいしか見えない、目に入らないわけです。音も聴こえてこないし、一生懸命振っているから指揮していることに一生懸命で音が聴こえていないわけです。ですからそれをどのように聴こえてきて、どの音を聴きなさいとか、どういう音をミックスしなさいというのは、教える方法だと思います。

それから、この指揮法というのは、基準として例えば4拍子を振るとか、3拍子を振るということではありますが、指揮者というのは原則的な問題だけで、後はほとんど心理的な問題が働いてしまうわけです。

よく質問される事に、「指揮者でどうして音が違うんですか」という事があります。例えばカラヤンが振るのと、ちょっと大げさな話、お相撲の小錦を例に出しますが、どう違う、もちろん専門ではないということではなくて、音が違うというのはどうしてかとよく質問を受けます。練習があるのですから、2日か3日一生懸命練習して築き上げておけば、その音が出るはずじゃないかとおっしゃるのですが、これが全然違うわけです。どうして違うかと言いますと、心理的な問題です。

例えば皆さんの目の前に今例を出しました小錦が来まして、ボンと振った場合に、多分イメージとしてはものすごく重くてドンとした音が出ると思います。ものすごく細い指揮者が来てちょっと振った場合に神経質な繊細な音が出るかもしれません。こ

これは体形的なものだけではないのですが、心理的な問題が働くわけです。それが指揮者の音の違いです。

それからもう1つは、指揮者のテンポ感覚とか、あうんの呼吸というのですが、どのくらい集中させて、どのくらい統率するかという問題が出てくるわけです。

今日問題になります、女性、男性の「男と女の当たりまえ」とか、指揮者の分野に女性が少ないのはどうしてかというのが、まずそこにも関係してくると思うのですが、指揮者の仕事ぶりというのを今日詳しくお話しようと思うのですが、そういう指揮者の仕事ということからして、女性が非常に少ない分野なのではないかなと理解いただけたらいいと思うのですが、まずその心理的な問題があります。

それで台の上に立ったときに、これは本当に偏見だと思うのですが、女性だったら言うことを聞くのは嫌だなとか、怖い男性が立った場合にみんなピリピリして、そういうことって本当にあると思うのです。

私が本当に目標にしていますいい指揮者というのは、怖い指揮者ではないと思います。怖い指揮者が来たり、ものすごくうるさい指揮者が来るとみんな黙って言うことを聞きます。練習も一生懸命します。だからといってこれが本当にいいかと言いますと、ただ命令されて怖いからとがんにがらめにされて音楽をしているだけなんです。でも、音楽というのは本当は自分の心から出てきて、自分がこういうふうに音楽をしたいからというのが、本来の形だと思うのです。

私の先生で指揮者の渡辺暁雄先生がおっしゃっていたことで、すごく好きなことがあります。例えば指揮者が台の上に立って、みんなの前に立ったときに、何もその指揮者は怖い顔もしないし、何も言わないけれど、立っただけでいい音楽をしたいなという雰囲気ですね、とても人間的な人だからいい音楽をしたいなという集中力なのか、統率力というのは私は一番素晴らしいと思うのです。

ですから怒られるからやる、うるさいからやるのではなくて、いい音楽をしたいなという状況に持っていける指揮者というのが、私は一番人間的な素晴らしい指揮者なのではないかと思って、それを目指したいと思います。

要するに指揮台の上に立ったときにまず始まってしまうわけなのです。変な話、勝負なんです。いつも指揮者というのは1人です。オーケストラの場合1人と、少ないときでメンバーは約60人です。多い場合は80人、100人、オペラになると200人、300人、裏方さんで働いている方もいろいろ注文しなければいけませんから、

1対300の戦いです。本当にすごく嫌な言い方なのですが、戦いだと思います。その戦いのときにサッと犬とか鳥のにらみ合いではないですが、パッと立ったときにもう力関係が決まってしまうのです。団員はよく見えています。例えば部屋から入って来て、指揮台に立って、構えて、振り下ろすまで、ある程度勝負が決まってしまうわけです。これがナヨナヨとして何か頼りなさそうにすると、もうみんなは話を聞いてくれない。それから声の口調とか、ものの言い方ということでも反発を買ったりする仕事なのです。

本当に女性だからということではなくて、私は非常に気を付けているのですが、やはりトーンが余り高いと聞いてくれない、トーンの違いというのはすごくあると思います。それから言い方でも、これは男性の若い人たち、指揮者の卵ですが、いつも悩まされて文句ばかり言っていますが、オーケストラというのは、皆さんは、「指揮者というのはいつも思うようになっていいですね。80人の人を動かしていいですね」と言われますが、とんでもないです。本当に自分の思ったように動かしたなんていうときは1回もないと思います。いつもいつも「お願いします、ここをこうしてください」とそればかりなのです。その中で指揮をしなければいけないという状態なのですが、男性の若い指揮者が行きますと、「ここをこうしてください」と言ったことがあるらしいのです。例えば、「この音符を少し強く弾いてください」と言うと、オーケストラが何という反応が来たかということ、「してくださいとは何ということだ」というわけです。「ここをそうしていただけますか」と言いなさいというわけです。ちょっとキャリアのある方たちがそう言うわけです。どうしても20代の若い指揮者が行きますと、オーケストラの方は40歳代から50・60歳代というベテランなのです。もちろん尊敬しています。ベテランなのですが、そういう言い方をするわけです。特に日本の場合は年功序列制というのがすごくはっきりしているから、うまい・下手は関係ないのです。キャリアがあって年ならばその人の言うことを聞かなければいけないという状況がオーケストラでもあるわけです。

そうすると、そういう人たちというのは、若造が来て1～2回「運命」の交響曲を振ったからといって「こうしてください」とは何事だ、おれたちは何十年もやっているんだという意識がものすごくあるわけです。だからそこを真向からぶつかったら駄目なんです。「やってください」と言って、「言ったじゃないですか。僕のほうが正しいじゃないですか」と言ったら絶対にやってくれないわけです。やってくれなけれ

ばもちろん演奏会だってうまくいくわけがないので、そこをうまく「そうですね、いつもはそうだったろうと思いますが、今回はちょっと変えていただいたほうがいいんじゃないでしょうか」というふうに言いますと、向こうも「うん、よし」ということでヒョッと変えたりなさる、何か言葉遣いの問題がものすごくあるので、非常に私も気を使っています。

ただ気を使う以上に女性だからというので、「すみません、何とかですがどうしましょう。何とかしましょう。明日までに考えて来ます」と言うと、絶対に信用されないわけです。その場で判断しなければいけないという、とっさに判断しなければいけないのです。これが非常にきついなと思います。

だから指揮者の要求される要素として、統率力はものすごく必要です。それはただ「おれに付いて来い」という統率力ではないでしょうが、前に立ったときに全部を把握できるという統率力はものすごく必要になってきます。

それと判断力なんです。これはとっさの判断力なので、なかなか考える時間がないわけです。「どうしましょう。音符の長さを長くしましょうか、短くしましょうか」ということで「長くしてください」。ただ「長くしてください」はいいんですが、理由がないとまずいんです。何となく感じで長くしてくださいではないので、理由がはっきりしていて、自分の考えていることがはっきりしているの判断力というのが必要になってくるわけなのです。

だから今言いました統率力とか、判断力、それともう1つ、「体力はものすごく要るんでしょうね」と言われるのですが、先ほどお話していたのですが、体力というのは、例えば70～80歳代のキャリアのあるお年の方の指揮者よりは私のほうが体力があるという自信があります。それは若いからなのですが。ただその体力が要というのは、1日の演奏会の体力ではないと思うのです。例えば、1つの演奏会に対して練習というのが2回、3回、1回の場合もあります。それを10時半から4時ぐらいまでの間にやるのですが、この練習を毎日、毎日やるという体力がすごく大変なのです。ただ行くという体力は全然何ということはないし、振っているのも上半身だけの運動なのです。「指揮者というのは運動量が多くていいですね」と言われるのですが、全く上半身だけの運動で、下半身デブになってしまう。指揮者というのは本当に足が弱くなったり、腰が弱くなったりします。ですから上の体力は必要なんです、もっと大変なのは忍耐力です。オーケストラがもう少しできるかなという忍耐力と、引っ張

る力とか、練習しているときに、「どうしょうか、こうしょうか」といろいろな質問がたくさん来るわけです。それをめった切りというか、「ここはこうしましょう、ああしましょう」でいろいろな意地悪な質問も飛んできます。「こういうふうに言ったけど、今そうしなかったじゃないか」とか、「こちらのほうがいいと思うけどどうしたらいいか」という意地悪な質問がくるのを、何とかいろいろな人たちとうまくやっていくように質問に対してうまく答えながら、そして練習もしながら、3日間なら3日間のプランを考えて、仕上げていくという、練習からの過程の体力というのはものすごく大変です。だからほとんど眠る時間がないという状態が続くので、その体力も必要だと思います。だから「演奏会が大変ですね、50分の曲を振ったり、40分の曲を振ったりというのが大変ですね」とおっしゃる方がおりますが、私は全然大変ではないと思います。体力はほとんど要らないと思います。

今練習のことを言いましたが、練習というのは時間が限られていまして、今オーケストラのほうも労働組合が非常に強くなりまして、練習時間が1分でも1秒でも過ぎてはまずいのです。1時間やったら休憩という、これもキチッと守られなければいけない。ということは、ノロノロ練習していると時間がなくなってしまうわけです。ですから要点を全部要領よくやるのと、もう1つは、全部細かく練習するとすごく飽きてしまいます。

どうして飽きるかというと、オーケストラのほうは1年間に160から200回の演奏会をしているのです。例えば、『運命』の交響曲とか、皆さんよくご存じの『新世界交響曲』などというのは1年に60回、70回、もっと彼らは演奏しているわけです。毎回違う指揮者が来て、「こうしてください、ああしてください」と、「そんなこと分かっているよ、本番にやればいいんでしょう」という態度にだんだんできてしまうのです。ですから、「ここは私のときはこうしてください」というのを要領よく1日の練習でまとめて、それで自分の音楽の流れになるような練習をして、本番に演奏するというのが、現代の指揮者の能力に要求されるようなことなんです。そういう要領のよさを要求される中で、準備という段階が非常に必要になってくるのです。

皆さんがご覧になる指揮者というのは、演奏会だけの指揮者だと思います。その日だけの、2時間だけの指揮者だと思うのですが、練習がまず3日間あって、それ以前に自分自身の準備段階です。これはものすごく長くかかりまして、例えばよくやって

いる曲はそんなに必要ないのですが、オペラとか、知らない曲、1時間ぐらいの曲ですと、もう1年ぐらい前から準備をしなければならないわけです。この準備する段階というのは、自分の頭の中で音楽が鳴っているわけなので、どういうふうに音が出てくるかということを想像しなければいけないのです。

1日目に出てきた音に対して練習しなければいけないので、その準備段階で楽譜を見ている時間というのがものすごく必要です。ですから「暇なときというのはないのですか」と言われますが、暇なときは全部楽譜を見ているわけです。練習、演奏会以外は楽譜を見て準備をしているのでほとんど暇がないのですが、その準備段階をしっかりとしないと練習に行っても質問されて何も答えられないような状況になってきてしまうわけです。

ですから、準備段階と演奏会と練習の一貫した体力というのが、ものすごく必要なので私は体力というのはそういうことだろうと思うのです。今そういう指揮者の能力について言いましたが、これは指揮者に限らずどんな分野でもそうだと思いますが、人間関係というのが非常に難しいと思います。音楽がよければいいかということではなくて、やはり人間的によくなければ指揮者というのも認められないと思います。

企業の女性管理職というのは難しいと聞きますが、これもそうだろうと思います。人間関係というのは、ゴルフをやりに行ったりとかそういうことではないのです。練習のときにどういうふうに人間同士が触れ合って、どういうふうに練習をしていって、みんなで協力していい音楽ができるかという人間関係が要求されるので、例えば無口の人だと困るし、余り1つ1つこだわってものすごく神経質に練習すると、オーケストラは非常に嫌がるわけです。だからそういう人間関係的なことも非常に要求されます。

それから女性ということで私は何回かいろいろな経験をしました。コンクールの後に、女性だからということでよくコンサートをさせていただいたということではなくて、入試のとき女性を採るかなという心配が非常にありまして、1人女性が入学しているのでどのくらい採ってくれるかな、それから芸大では女性の指揮者というのは採ってくれるのかなという1つの悩みがありました。

それから、その後に1つ、これはすごくうれしいことだったのですが、私が留学する前に、ちょうど大学院のときだったのですが、群馬交響楽団と、今時々テレビなどで話題になります『ここに泉あり』という映画のときにできた群馬交響楽団というの

ですが、ここでオーディションがあったのです。こういうオーディションというのは、割と頻繁には行われたいです。音楽教室というプログラムがあります。これは小学生とか中学生に見せるコンサートなのですが、そのコンサートの指揮者を募集していたときに、オーディションをするということだったのです。そして1人しか採らないということで受けに行ったのですが、受けに行った人たちはやはりみんな男なのです。絶対採ってくれない、私ははっきり採ってくれないだろうがベストを尽くそうということで行ったわけです。多分10人ぐらいいたと思います。10人いて女性が1人しかいなかったのですが、これが不思議なことに採ってくれたのです。本当にうれしかったですけれども、ちゃんとオーディションをして、オーケストラを指揮して、その練習の仕方では採っていただいたというのは、普通に判断して下さったのかな、女性だからということで駄目と言われたのではないなという、これは群響のオーディションというのがあって、ものすごくうれしいことだったのです。

その後にコンクール前のエピソードというのは、これもまた男と女の話になってしまっているのですが、ブザンソンのコンクールのときに、書類を出したときに私はもちろんいい成績を取りたいということで行っていましたから、できれば1位になりたいなと思っていたのです。フランスではフランスのブザンソン・コンクールに向けて講習会というのをしています。これは本当にインチキだと思いますが、フランス人のためにあるようなコンクールだと思うのです。フランス人だけ集めて、コンクール前にオーケストラを使って、課題曲を勉強しているわけです。ですから、外国から受けに行ったって非常に不利だと思うのですが、そのフランス人国籍の人だけしかやらないコンクールの勉強に出席させていただいて、私は指揮をできませんでしたが、見学に行ったときにたまたま女性が来ていました。彼女と話していたら、彼女は何年か前にコンクールを受けたということだったのです。受けて本選まで残ったということですが、本選に残ったけれども賞をくれなかったというのです。どうして賞に入らなかったのと聞いたら、その当時審査員が女性には賞をやらないとはっきり言ったと言うのです。それで「へえ、そんなことがあるのか」と思って、やはりさすがフランスは封建的だなと思いました。そんなら賞をくれなくてもいいからとにかく受けようかなと思っていましたが、そのショックが随分あったのです。女性には賞をやらないコンクールというのが本当にあるんだなと。

そのころは女性が1位を取ることが国際的になかったもので、これは本当に女

性には賞をくれないんだろうなと思っていましたが、受けて結局1位になったわけですが、後から話を聞いてみると、その女性は本選に残ったのではなくて、本選には残らなかったのです。そのはらいせのためにそういうことを言っているわけです。女性には賞をやらないと言ったというのは本当のことではなかったわけです。それはものすごいショックを受けた事でしたが、そんなばかな話もありました。これも、でもコンクールは平等だと思ひまして、女性が3人ぐらい受けていましたが、2次まで残った人もいますし、本当に普通に判断してくれたコンクールだったと思います。

もう1つ、これはデビュー後何か変な反応があるというのは、皆さんが女性の指揮者を見たことがないわけですから、オーケストラに練習に行くと、まず奇異な目で見られます。奇異な目というのは、先ほど言いましたように、振れるのかな、女性にどのくらい指揮ができるのかなと上から下までビーッと眺め回すわけです。どんな格好で来ているのかなとか、台の上に立ってもどんな振り方をするのか、男の人はニタッと笑いながらズーッと視線でなめ回すというのでしょうか、そういう反応も随分ありました。それで1振りして私が何か言うと、エッと思いながら男性はいままでの概念と違うのでそこでショックを受けるのでしょうか。女性的にやられている仕事ではないので、これは何か変な反応がありました。デビュー後に随分私は経験しました。でもだんだん振りに行くと、「ああ、またあのおばさんが来たんだ」という顔しかされませんけれども、だんだん初々しさがなくなって言いたいことを言っているものですから、非常に憎まれているだろうと思います。

今芸大のほうで私が教鞭を取っていると言ったのですが、これは副科指揮法という授業です。副科指揮法というのは専門の人ではないのです。専門の学生も私は教えているのですが、80人ぐらいの例えばバイオリンとか、ピアノとか、お琴の人たちはいなかったと思うのですが、歌の人とか、自分の専門外の人が副科指揮法というのを採るわけです。この副科指揮法というのは学校の教職の免許を採るために必要らしいのですが、そのために指揮法を教えるわけです。

そうすると、見様見まねで「ここはこういうふうに振りましょう」と言うのですが、女性が最近活発になってきているなと思うのは、女性からの質問がすごく多いのです。それから「やりたい人」と言ったときに、女性が割と手を挙げます。「ちょっと振ってみませんか」と言うと、みんな黙っているんで、私は当てながら授業を進めていくというのは余り好きではないのです。やはりやりたい人がやるべきだと思います。そ

のやりたいということを言わないので、やりたい人がいないのだったら授業をやめると言って、いつも「やめましょう」と言うのですが、そうするとたまりかねて手を挙げるのは女性です。女性が「やりたい」と言って指揮してみると、結構いい人が多いです。

男性ももちろんいい人がいるのですが、別にここで男尊女卑の逆を言うわけではありませんが、女性がすごく活発になってきており、これは本当に時代が変わってきたのではないかなと思います。

私がデビューしましてちょうど10年近くになりますが、そのころというのはお話しした様にまだまだ女性が少なかったのです。ですから女性が少ないからこそ話題になって私も得をしているわけです。例えば5、6年前にレディスオーケストラという、結成したわけではないイベント的なことをしたわけです。女性だけでオーケストラをやってみようということで企画をした音楽会だったのです。ちょうど5、6年前というのは女性だけでオーケストラを作ろうというのは、社会の状況が女性だけではできないかというような状況だったと思います。女性がすごく少なかったものですから。それで珍しがられたのですが、今は私は逆だと思います。

例えば、今読売交響楽団というのは、ずっと何十年と女性を入れなかったオーケストラです。今はオーディションで男女平等の何とかで女性が1人入りました。

ですけれどもずっと男性だけだったオーケストラですが、これを指揮したときに私が感じたのは、まず男性だけというのは何となくサバサバしているということです。それで一番男だなと思ったのは、練習のときではなくて、練習が終わるとみんなワーッと控え室の所へ固まのですが、昼ご飯を食べるわけです。そうすると、男性のご飯の食べ方ってガツガツガツと食べますね。ものすごく行儀悪く、いや、お行儀のいい方もいますが、それを見てここは男性の職場なんだなと感じたのですが、練習しているときはほとんど感じなかったわけです。指揮者とオーケストラという立場しか感じなくて。

ただ、音のことを考えた場合に、レディスオーケストラと読売交響楽団という男性のオーケストラのどこが違うか、これはもう本当に主観的な判断でしかないと思うのですが、男性だけだと音色がというか、音楽の流れがサバサバしています。それでやはり統一的に1つの音色にはなるのです。逆に女性なら女性で1つの音色になってしまうわけです。

ですから私の意見としては、オーケストラというのはやはり女性も男性も交じっていたほうが良いと思います。割合は関係なく、両性がいたほうが良いなと思うのは、男性は男性で音楽の流れというのがあるわけです。これは変な言い方ですけども、とてもサバサバした流れで、弦楽器はビブラートをかけるのですが、やはり男性的なかけ方というのがあるのかなと思うけど、女性のほうが細かいのか、指の軟らかさなのか、細かくかかるので、軟らかい音が出るのです。これは不思議なことですが、弦楽器が軟らかい音をしている。そうすると1つの音色、1つの音色しかないのです、これは本当に交ざったほうが良いなと思います。

これはオーケストラでそういうふうに顕著に出てくるのですが、例えばコンチェルトでソリスト、もちろん歌の人たちは女性、男性ははっきりしていますが、ピアニストで中村紘子さんとか、女性のピアニストがいます。それと男性のピアニストとコンチェルトをすることが多いのです。今まで女性のソリストがすごく多かったのです。もちろん日本の中で女性のソリストというのが多いのでそういう状況になってきたのだと思うのですが、ここで私はこれはやっぱり差別なのか、偏見なのかかもしれませんが、女性のほうがやりやすいのです。やりやすいというのは気心が知れているからやりやすいとかそういうことではないのです。これは絶対に同性だからやりやすいということではなくて、音楽の流れが一緒だと思うのです。

これは不思議に思いますが、ここで少しゆっくりしたいなと思うときに、そのソリストもやはりゆっくりになるのです。これは女性だからなのか全然分かりません。

男性のソリストが、割とそこがうまくいかない。私が合わせられないのだろうと思うのですが、こうしようかなと思うと、バンと切られるわけです。バンと切られるというのは、もう少し待ってピアノが入ってくるといいなと思うのに、バンと入ってしまったたり、それからこちらが入りたいなと思うところで変にゆっくりしたり、これは個人差があるかもしれません。本当に偏見で言っているのかもしれませんが、そういう差が男性と女性というのはちょっと出てくるのです。

だから、今オーケストラで話しましたように、この流れが一致するというのは、そういうところがあるのかなという気がします。

それで女性、男性という差を余り付けたくはないのですが、多分女性が指揮者の分野に少ないというのは、今まで話してきましたように、多分女性の日常生活において判断力とかとっさの判断というのが少ないのかなと、私は前に思ったことがあります。

た。例えば、女性の場合今日はおかずを何にするとかという細かい判断はすごく多いと思うのですが、例えば家を買おうというような、大きなことを判断するとき大抵男性が判断して買ってしまうことが今までの状況で多かった。男性社会で多かったので、なかなか女性が大きなことを判断できない、とっさに判断できない状況にあったのではないかと思います。それから舞台に立ったときの見栄えとかいうことから女性指揮者が少なかったかもしれません。でもこれからどんどん女性の指揮者が出てくる、今でも随分増えてきています。これからどんどん出てくると思うのですが、一番忘れてならないのは、やはり女性だからという甘えがあってはいけないと、いつも自分に戒めています。女性だから、この辺でいいということはないと思うし、女性だからこれは言わなくてもいいなということは絶対あり得ないと思います。はっきりものを言わなければいけない。

最近、社会では本当にはっきりものの言えないことが多いと思うのです。政治でも、いろいろなものでも、言いたいけれども、本音と建前というのをわきまえなければいけなくて、言えないことというのが、すごく多いのではないかと思います。目上の人に対しては言うてはいけないこととか、いろいろなことがあると思うのですが、せめて芸術の世界だけでは本当のことを言うべきではないかなという気がします。

ですから、大げさなことではないのですが、例えばこんな弾き方をしていたのではお客さんは逃げて行ってしまうとか、例えば芸術の世界では本当にいい加減な練習をしてやっていたのではお客さんに悪いのではないか、お金を払って来ている人たちに悪いのではないかということを、はっきりと私は言うべきではないかなと思います。

クリーンな政治だとか何とか言いますが、クリーンで、芸術に対してしっかりできるというのは女性なのではないかなと思います。男性は男性で見栄というのが非常にあると思うのですが、男性の指揮者と男性のオーケストラの場合はものすごくさっき言いましたように戦いが起きてしまうのですね。若い、年輩ということではなくて、対抗意識がものすごくあり過ぎてしまって、何か本当のことを言っていないなという気がするのです。見栄とかつっぱりで話をしている、練習をしている。だけど、女性の場合は向こうは向こうで違う意味でこんなことを言ってもいいのじゃないか、こっちもこんなことを言っても大丈夫だろうと思って言っているところが結構うまくいったりするわけなのです。

周りから見ていると、女の指揮者が振っているとどういうふうに見えるのだろう

かというのは、音楽が繊細だとか何とかよく言われるのですが、見掛けが繊細だから繊細に聴こえているのだろうと思います。はっきり言いまして、皆さんレコードを聴いているわけではないので、演奏会に目の前に女性がいて、私はそんなにナヨッと振っているつもりはないのですが、こうやってガッガッガッと振っているわけではないので、ゴツくは見えないと思うのです。ですから、そういう目を通して見ていらっしゃるから、どうしても繊細な音で、軟らかい音が出ているのだろうと思われると思います。これは視覚的な問題ですから。

ですから、女性だから例えばスカートををはいてやったらいいのではないかと、もっと女性的な格好で指揮すればいいのではないかとよく言われますが、ただ1つ問題があるのは、リズムが違ってしまうということです。いつもパンタロンで裾が詰まって振っているというのは、指揮者というのは棒を振るときにものすごく速いスピードで振っていますので、例えば長いスカートの振った場合には速さが違うのです。手で速く振っていてもスカートが緩慢に動くわけです。そうするとリズムが違って来ます。上で指揮しているのと、下で見ているのと。オーケストラは下のほうは見えていないだろうと思われませんが、実は全身を見ているのです。棒の先ばかり見ているとトンボみたいに目が回ってしまいますね。ですから棒の動きは見ているのですが、顔の表情とか、今悲しい音楽をしているか、うれしい音楽か。それから体全体、肩とか、袖とか、全部で、どこかで音楽をしているというふうに見ているので、これがスカートがナヨナヨと揺れるとリズムが違う、軽快な音楽のときには全然向かないわけです。

ですから、合唱とか、少人数の演奏会をするときというのは別にスカートでもいいのではないかとと思いますが、やはり活発にできるのはパンタロンをはくことなのではないかと思えます。

それから、もう1つの格好が悪いというのは、舞台の上ならばスカートでもいいですが、指揮者は30センチぐらいあります。この上にスカートをはいた場合にフランス人形みたいに乘っているから、見掛けが余り格好よくないのです。

それともう1つは、足を開いているということ、これが一番問題だと思うのです。真っすぐ立ってハイヒールで振っていれば、長いスカートでも格好がよいと思います。ですけど、このくらい足を開いたり、それからヒールの高いのは重心がグラグラになってしまうのではけないのです。足を開いていて、スカートがこんなだものすごく格好が悪いということで、しょうがなしにパンタロンでやっているわけです。

もう1つ、例えばロングスカートにした場合には、長いですから普通はどこかにベルトを締めたいわけですが、ベルトを締めるとなるとやはり細く締めたいのですが、細く締めると、今度は腕を上げた場合に下りてこないのです。これが一番問題です。そうすると両手がふさがっているから引っ張れないのです。それでやはり上げて下げても、いつも同じ形でできるということで、非常に私は洋服のデザインには苦勞しています。何かいい案があったら本当に教えていただきたいと思いますが、そういうことでパンタロンしかはけないという状況にあります。

時々考えるときに、やはりこういうことがあるから、指揮者というのは男性の職業かなと、ふっと思います。判断力がどうのこうのとか、差別ではなくて、服装の制限があって、例えば燕尾服みたいなものを着ると非常に動きやすいということがあって、これだけはやはり差別というか、女性に向いていない服装があるのかなと。だからこそ女性に向いているような燕尾服みたいな制服ができればもっといいわけです。そこで非常に差別をされているのではないかなという気持ちになることがあります。

取りとめなくずっと話をしてきたんですが、私もどんどん女性の指揮者というのが職場に増えてくればいいと思います。そして仕事を続けていくということが大切なことだと思うのですが、キャリアというのがイコール力になっていますので、何年間か続けるということが非常に大切なことだと思います。

昔に比べれば理解してくれている人も多いですし、女性の指揮者で頑張ってくださいと言う人も多いと思います。

ただ、本当に甘えてはいけないし、どこかで挫折してはいけないと思います。女性だから駄目だったと言われるのは、私は非常に悔しいと思いますので、とにかく自分の精一杯の、できるだけのことをやらなければいけない。

それと、やはり判断されるのは音楽ですから、ファッションも何でもないです。音楽で、実力があって、人間的な大きなことを学んでいけば、そのキャリアになっていくのではないかなと思います。

最後に、先ほど男性同士だと戦いだと言いました。では、女性の指揮者がオーケストラを引っ張っている場合、どのように見えるのと言ったときに、ある人がすごくうれしいというか、面白いことを言ってくれたんです。大きな船を動かしているように見えると言うのです。その大きな船をだれが動かしているかということ、お母さんが動かしている。これはすごくうれしいことだったと思うのですが、引っ張っていると、

おれに付いてこいという先導の仕方、統率の仕方ではないと言うんです。お母さんが真ん中に立って、みんなのことをいろいろと考えながら、とても温かい目で指揮をしていて、みんなのことを全部受け入れられるような、お母さんのような温かさがあるようにコンサートが見えた、ある人が言ってくれたわけです。

これは非常に面白い意見で、うれしいなと思ったのですが、そういう温かい音楽というのを女性の指揮者がやっていけば、またそれはそれですごくコンサートとしての、それから音楽家としてのひとつの人生というのができていくのではないかなと思っていますので、私も頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

V 報 告

国連婦人の地位委員会報告



国連婦人の地位委員会日本代表 有馬 真喜子

今日は、有馬でございます。

松尾さんの大変元気のいい、実感のある、同時にあでやかなお話を、私も今、楽屋で楽しく承っておりました。何か時代が変っているなあという感じを受けたのです。

私の方は、昨年に引き続きまして、国連婦人の地位委員会の報告をさせて頂きたいと思えます。私に与えられた時間は30分ですので、大変駆け足になると思えますが概要をご報告させて頂きます。

今年の婦人の地位委員会は、第34回です。正確を期しますためにお配りした資料^(注)を見ながらお話させて頂きますが、今年の2月26日から3月9日まで、例年どおりウィーンの国際センターで行われました。今年の婦人の地位委員会は、3つの点で大変特筆すべき会議であったと思えます。

まず第1点は、1985年に採択されました「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」あるいはナイロビ戦略とか言われていますが、その将来戦略の実施について「見直しと評価」の年に当たっていたということです。

第2点としては、次の世界会議の日程が、いつかということが決まる会議であったということです。

第3番目は、メンバー国が増加して、初めての会議であったと、その3つの点で特筆すべき会議であったのではないかと思います。

ナイロビ将来戦略に関しては、後程詳しく話させて頂くとして、そのメンバー国ということですが、今年はメンバー国は45か国となりました。昨年までは32か国でして一挙に13か国増えたのです。

(注) 資料「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論(抜粋)」は巻末に収録している。

これは婦人の地位委員会にとっては、懸案の事項だったのでして、1987年の会議で婦人問題というのは、非常に大事な問題なのに、今の世界159か国の国連加盟国から見ると、32か国というのは少な過ぎるということで、メンバーを増そうという決議が出ました。そのメンバーを増やすことに関しては、合意があったのですが、地理的、地域的配分についてなかなか合意が得られず、揉めに揉めていたものだったのです。

それが昨年の経済社会理事会で決まりまして、一挙に13か国増えるというふうに決まりました。地理的配分としては、どうかというと、アジアから5か国、アフリカから5か国、ラテンアメリカから3か国、計13か国が増えるという事になりました。そうすると、増えなかった地域はどこかということ、アメリカを含めた西ヨーロッパ地域、それとソビエトを含めた東ヨーロッパ地域です。そこからはゼロで、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、つまり発展途上国のみ13か国が増えたということになりました。そして、その国々を含めての45か国での最初の会議でした。

しかも今年は1990年会議ということで、オブザーバー国も34か国参加しました。他に国際機関、専門機関、NGOなどからも多数の参加があって、言ってみれば、ミニ世界会議的な要素のある会議だったと思います。

日本からは、私が代表ということで参りましたが、他に総理府から婦人問題担当室長の藤井参事官が代表代理として出席して下さいました。労働省からは太田婦人政策課長が出席して下さいました。外務省からも国連局社会協力課の首席事務官及び事務官の方々、あるいは現地の大使館からも参加ということで、日本としてもかなり力を入れた取組みであったと思います。

会議ですが、議長には、東ドイツの代表を選びました。これは別に最近の東欧情勢の変化で東ドイツを選んだということではなくて、今回の議長は東欧諸国からということになっていて、そこから選ばれたのです。その議長は大学教授で、子供さんが2人、お孫さんも何人かおられるという、非常に朗らかな抱擁力のあるお母さんという感じの女性でした。副議長は、フィリピン、コロンビア、エジプトです。ラポルトールという書記としてフランスから出ました。

会議は議題に従って行なわれ、全体として22本の決議案と決定、正確にいうと、21本の決議案と1本の決定を採択して幕を閉じました。

決議案の中には、婦人と経済成長の問題であるとか、国連事務局の中での婦人の地位

向上、これは1995年までに、国連事務局の中では、女性の割合を35%にしないしかも、それだけではなくて、高い地位にも同じような割合で就けるようにしないというような決議案であるとか、婦人の経済開発への参加であるとか、婦人と識字の問題であるとか、今度1994年に行なわれる国際家族年のものであるとか、さまざまなものが含まれています。

決議案は3本を除いてコンセンサス、つまり満場一致で採択されました。投票に付されたものは、大体例年の会議と似ていますが、パレスチナの婦人の問題、アパルトヘイト下の婦人と子供の問題、そして昨年のご報告の時に申し上げさせて頂きましたが、最近経済問題が、婦人の問題と絡んで、非常に大きな問題として浮び上がってきていますが、経済問題を含む婦人と開発、以上3本が投票になり採択されたのです。

一言、婦人と経済問題が、なぜ問題になってきているかを申し上げますと、特に途上国の中で経済状態が悪化しているところが多く、経済状態が悪化することによって、婦人の地位が上がるどころではなくて、むしろ下がる傾向にあるというような認識があります。

例えば、女性の失業が非常に増えるとか、栄養状態が悪くなるとか、様々な場への女性の組入れができなくなるというようなことで、一国の経済状態が悪化することは、女性にとっても、地位を脅かす要素であるという認識があります。その経済状態がなぜ悪くなるのかということに関して、いろんな見方があるのですが、途上国の代表の方々が挙げる大きな原因というのが、対外債務の問題です。借金をすれば利息もかさむわけで、国を貧困に陥れる大きな要因になるというようなことで、この対外債務の問題を巡っては、しばしば見解が対立し、投票に付されることも多くなってきたというようなわけです。

その決議、決定の中の一つに、世界会議のことが出ました。世界会議については、先程も申し上げましたように、今年は、いつ次の世界会議を行なうかを決めることになっていました。その結果、決議案の一つとして出て参りまして、次は1995年に世界婦人会議を行なうということが決まりました。その準備委員会を発足させようということになったのです。

場所に関しては、まだ今年の婦人の地位委員会では決まっています。正式の議題として、どこがいいかということとは全く挙ってきていないし、決まっています。従って、今それについては、何も申し上げられないのですが、各国代表のスピーチの

中で、チラホラと出てきていたのは、一つの案としては、ウィーンです。

それは国連婦人の地位委員会もウィーンで開催されているように、国連の中での婦人問題に関する事務局の国連婦人の地位向上部がウィーンにあって、従って、余りお金をかけずに実際的な会議にするためには、ウィーンがいいのではないかというふうに触れた国がありました。他には、これはインフォーマルな形ですが、次はアジアなのではないかというような意見も出てきています。しかし、まだ何も決まっていません。というのが、世界会議についてです。

さて、一番最初に申し上げましたように、今年の会議の最大のテーマは「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価でした。そして見直しと評価の結果、『勧告及び結論』というものが出されました。それが本日の手元にお配りしてある資料です。

これは実は貴重なもので、本日初めて外に出るものです。「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」を、1985年以来各国が実施しているのだが、それが一体それぞれの国で、どういう状態にあるのかを点検し、2000年に向けて、更に実施を実効あらしめるためには、どういうことが必要なだろうということを討議して、この「勧告及び結論」というのが出たのです。

これは只今、ニューヨークで開かれている経済社会理事会で、正式に採択されました、公式の文書になるものです。資料の裏表紙のところにありますように、婦人の地位委員会で採択された決議案の内、勧告部分のみを抜粋し、まだ正式になっていませんが、少しでも早く、皆様のお手元に届けた方がいいという総理府、労働省、外務省のご判断に基づいて、今日の会議に間に合わせるべく翻訳をして下さったものです。総理府の婦人問題担当室が、室長の藤井参事官を中心に、非常に熱心にこの訳に取り組んで下さいまして、外務省その他の協力を得て、こうして今日初めて日の目を見たものです。

これがなぜそのような大事なものかということ、ご承知のようにナイロビ将来戦略は、372項目という大変膨大な数の項目を含んだものです。あらゆる問題を網羅してはいますが、その中でどういうものが特に大切なのか、どういうものから優先的に取り組んでいったらいいのかということに関しては、もう一つはっきりしない、余りに膨大過ぎるという意見もあります。

またもう一つ別に、1985年に「国連婦人の十年」が終ってから今日までの5年間に、婦人の地位、女性の地位は、どうなっているのだろうと点検をしなければならな

い時期でもあります。国際婦人年及び国連婦人の十年の間には、各国で女性の地位向上に対する取組みが、非常に積極的に行なわれて、女性の地位がかなり向上しましたが、しかしその割にはそれ以後、85年以降の婦人の地位向上、女性の地位向上の歩みは、遅々として進んでいないのではないか、まるで止まっているように見える。時として後退している部分もあるのではないかなというような認識があります。そこで各国でどういうふうになイロビ将来戦略に基づく取組みを行なっているのかを、国連の婦人の地位向上部が調査をして、それに基づいてもっと女性の地位向上を進めるためには何が必要かを、この「勧告と結論」にまとめたものです。

372項目のナイロビ将来戦略と比べると、ご覧頂ければお分かりになりますように、勧告は24でございます。というふうにかなりスリムになっていまして、大切な事柄と申しますか、特にこういう点に重点を置いてやっていったらいいのではないかなということ、この24にすっきりとまとめてあります。

そのことと、もう一つ「ナイロビ将来戦略」と比べて、ここが違うというふうに思いますことは、数字がかなり具体的に出ていることです。何年までとか、何%というような数字が相当見られまして、そういう具体的な目標を定めたという点でも、「ナイロビ将来戦略」とは少し違っているものかと思います。従って、これから2000年に向けては、この第1回の見直しと評価に基づく「勧告と結論」の、これがガイドラインとなりまして、各国がこれに従って、2000年に向けて女性の地位向上のために取り組んでいくということになると思われま

当初、婦人の地位向上部から出されましたこの案は、実は20項目でした。それが今度の婦人の地位委員会の中に、更に討議を重ねられまして、24項目に増えたのです。今度の婦人の地位委員会においては、本会議と並行して、最初からこれを討議するための全体会がもたれまして、大変積極的な、あるいは活発な論議がなされたのです。全体委員会の議長を務めたのは、副議長国の一人であるエジプト代表のトラウイ大使でした。

この資料について、あと少し説明させて頂きたいと思います。

この24の勧告ですが、国際婦人年及び国連婦人の十年、そして2000年に向けての将来戦略と同じように、平等・発展・平和と三つのパートに分けられています。そしてお気づきかと思いますが、4頁にこれまで平等・発展・平和というふうに言っていました、ここで発展のところを開発というふうな訳にしています。発展がいの

か、開発がいいのかということに関しては、いろんな議論があらうと思いますが、これに関してはどうも開発の方がよりふさわしいのではないかとということで、平等・開発・平和というふうな形の訳にさせていただきました。

全体は後でゆっくりお読み頂き、そしてそれぞれのところでお作りになる行動計画などに取り入れて頂きたいと思うのですが、少しだけ細かく見て頂きたいと思います。まず平等のところです。勧告、に関しては、国際条約とか、国内法上の婦人の権利を、是非周知徹底させなければならないということが書いてあります。そこに法律識字能力という言葉が2行目に括弧して書いてございますが、リーガル・リテラシーというふうに書いていますが、識字というのは、ただ単に字を知っていればよいということではなくて、法律的な事柄に関して、法的な権利というものに関して、それを理解することが大切なのだということです。

勧告1の第2番目のパラグラフにおいては、女子差別撤廃委員会の活動が特に大切であるということが謳ってあって、ここでこの委員会に提出されますナショナルレポート、それぞれの国のレポートですが、その国のレポートは、それぞれの国の中で広く知られるべきであるし、政府及び非政府機関も含めて議論されるべきである、ということが謳われています。

次に勧告2は、例えば、オンブズマンまたは類似のシステムの設置のような、個々の婦人、個人と、公的機構との間をつなぐ施策がいるのではないかと、そして法的平等を実施に移す手段を講じるべきである、と書いてあります。つまりこれはこの後のパネル・ディスカッションの時にも問題になってくるのではないかと思います。国連婦人の地位委員会では、世界各国の女性達の共通の認識として、法的あるいは制度的な平等と、実際の平等との間に、かなりかけ離れているところがあるという認識が、このところ一般的になってきています。

国際婦人年、国連婦人の十年の間に、法律とか制度の平等は、随分それぞれの国で進みました。しかしながら、実際の平等となると、まだまだ進んでいないところが多いという認識がございます。これは日本でもそうだと思います。そこで法的な平等を実際の平等に進めていかなければならないわけで、それがとても大切な2000年に向けての私達の目標の一つです。それがこの勧告2の精神の一つかと思います。

勧告3ですが、ここは教育における平等です。教育の平等については、かなり具体的に述べられていて、これは男女の平等を進めていくために、教育の持つ役割が非常に大切であるという認識があって、それを具体化したものです。

例えば、男女共学、職業相談についての教師の訓練というふうなこともあります。また63頁に、「性に関し偏見のある表現を除去すべく、速やか」そしてその後ですが「できれば1995年までに」後5年ですが、「教科書の改定を完了すべきである」というふうな勧告になっています。また最後のところですが、「マスメディアにおける婦人についての固定観念を緩和させるようにしなければならない」。

2番目のパラグラフのところでございますが、64頁の1行目に「婦人の進歩にとって、事実上の障害の基となっている心理的、社会的、伝統的慣習における変化を推し進めるべく、あらゆるレベルの公式・非公式な教育制度に必要な修正を加えるよう手段を講じるべきである」と書かれております。

次に勧告4ですが、公的部門及び民間部門における意思決定、これまで私共も政策決定、方針決定というふうに言って参りましたが、その意思決定の部門に女性を登用しなければならない。特に1番目のパラグラフの終りのところには「経済分野における意思決定にかかわる婦人の割合を増やすための特別な措置を講ずべきである」と述べられています。

勧告5は、労働の場で性によって取扱いが異なることはいけない、そういうことは排除しなければならない、というのが趣旨でございます。64頁目、下から8行目にありますように「できれば1995年までに、男女の報酬の格差を縮めるための新たな努力を行なうと共に、同一価値労働、同一報酬の原則を呼びかける特別な措置を講じなさい。またその次のところでは、婦人の無報酬労働の経済的な価値を図るような具体策を1995年までに講じるべきである」と書かれています。

次に勧告6の第2パラグラフです。「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西歴2000年までに、男女の平等参加を達成するため」にその次ですが、指導的地位に就く婦人の割合を1995年までに、少くとも30%までに増やすという目標を定めなさい、と書かれています。これは具体的に影響してくるところの大きいものではないと思います。

それらの地位に婦人を就けるための募集とか、訓練プログラムを行ないなさいということで、次のパラグラフで、婦人の適任者のリストを作成するとか、政治行政上のキャリアに必要な能力を開発する重要性を認識すべきであると、かなり具体的なことが書かれています。95年まで30%ということですよ。こういうところが平等の主な

ところかと思えます。

次は開発です。開発途上国にかかわることが多いのですが、勧告7では、開発過程における婦人の参加の促進とか、婦人に信用供与や、生産への参加というようなことが書かれています。

それでちょっと見て頂きたいのは、5頁の終りのところになりますが、勧告12で農村婦人の役割の大切さに触れられています。一番下の行から次の6頁にかけて、農村婦人が技術、信用供与、訓練、商取引、経営及び農業のインフラストラクチャー、最近のはやりでインフラとかいう言葉を使いますが、農業インフラの改善、土地利用の管理、こういったところに、アクセスできることを保証しなければならないということが書かれています。

68頁の勧告14は、出産の時期及び間隔に関する決定権は、婦人にあるということが謳われています。

68頁の一番下のところ、勧告17では、親及びその他の者の世話をする責任と、雇用の両立を促進するための社会的な支援施策が必要である、ということが書かれてあって、家庭責任とか、介護、育児などの責任の男女平等ということが、ここにも書かれております。

そして69頁に勧告17からの続きですが、1994年の国際家族年、これに婦人の声を様々な形で、また婦人の経験を反映させるようにということが書かれております。

勧告18は、環境問題です。環境問題に対する婦人の取り組みの大切さです。

平和に参りますと、勧告20です。勧告20のところでは、平和の過程における意思決定レベルに婦人の参加を拡大するようにということで、2行目にあるように、平和と軍縮に関する国際協定を交渉するための代表団のメンバーに婦人を含めるように、ということが特に謳われています。

70頁、勧告22です。政府は家庭、労働の場及び社会における婦人に対する暴力に対して、適当な罰則を設けるようにということ、婦人に対する暴力がないようにというふうなことが謳われています。この場合、例えばこの中に、セクシャルハラスメントは入るのか入らないのかということが、今後の課題として浮び上がってくるのではないかと思います。

勧告22の最後のところでは、メディアにおける婦人に対する暴力の描写と、実際に家庭や社会で暴力行為が行なわれることとの間に、どういう関係があるのかという

ことを十分に研究して対策を講じるようにと触れられています。

最後に、勧告23に、ナショナル・マシーナリーというのを特に設けていますが、これは国内の本部機構のことです。国内で婦人の地位向上のために、特に作られた機構です。そのナショナル・マシーナリーの重要性を謳っています。これをまだ作っていない国は是非作るように、そしてそこが中心になって、婦人の地位、女性の地位向上のために、あらゆるところに目配りをして、務めていくようにということが特筆して書かれています。

大変端折った説明になりましたが、くどいようですが、この「勧告と結論」は、大変大切なものですし、私達にとって今後具体的なガイドラインになり得るものだと思います。多分日本政府の方も、これを取り入れての行動計画の見直しということが行なわれると思います。また各都道府県その他、様々な場においても、そのような形で、これがいいガイドラインになればと思っています。以上で私の報告を終らせて頂きます。

Ⅶ 公 開 座 談

「女性の歩み、これまでの15年 これからの10年」

国連婦人の地位委員会日本代表 有 馬 真喜子

上 智 大 学 教 授 緒 方 貞 子

文京女子短期大学教授 山 下 泰 子

司会も担当させていただく有馬です。

今日のパネルディスカッションのテーマは「これまでの15年、これからの10年」という、まさにそれだけ聞けば全部分かるというような分かりやすいタイトルでして、それに従って、進めて参りたいと思います。大変時間が限られています。ですから、もうご紹介とか、その他は止めまして、早速パネルに入りたいと思います。

全体の進行ですが、最初に各講師に10分ずつお話頂き、その後、補足をして頂き、その後会場からのご質問を受けたいと思います。但し、これは10分位しか時間がとれないと思いますので、その辺は後程よろしくご協力をお願いします。ということで、早速一番若い山下さんからよろしくお願いします。

○山下 山下泰子でございます。私自身は、女性の問題にコミットするようになりましてからまだ日が浅く、多分本日お集まりの皆様の方が先輩でいらっしゃるのではないかと思います。私、本来は女子差別撤廃条約の研究者として、その方面の勉強をしてまいりました。そんな折り1985年に、国連婦人の十年を締め括るナイロビ世界会議NGOフォーラムに参加する機会がありました。あの時ナイロビには、全世界から2万人もの人々が集まったということですが、ものすごい混沌の中で、私は女性たちのエネルギーと連帯に圧倒されるような思いでした。その時の体験が私自身を変え、人生を女性の地位向上に賭けて見ることにさせたのでした。

86年には、アメリカのプリンストン大学で客員研究員をいたしました。そして、アメリカの研究者たちが、非常に積極的に社会的な活動をしているのを

知り、感銘を受けました。女子差別撤廃条約のような研究テーマを持つ限り、研究成果を社会に還元していかなければ意味がない、と思い立ちました。そこで、帰国するとすぐ、87年秋に国際女性の地位協会というNGOを設立し、この条約の研究、普及活動を始めたのでございます。

私自身、日本の女性問題の、これまでの取り組みを歴史的にたどっておりまして、非常に感動することがございます。先程の松尾さんのお話にもございましたが、「継続は力なり」も、実感です。昭和22年(1947年)に労働省婦人少年局がスタートし、間もない24年から、この婦人週間の企画が始まったのでした。お手元のパンフレット№27、1990の9-10頁をご覧ください。そこに婦人週間のスローガンの一覧が載っていますので、よくお読みいただきたいと思います。それだけをご覧になりましても、日本における女性問題の展開がわかります。こうした催しを今回で42回続けてこられた労働省のご努力は大変なものと感じます。

女性問題に関しては、当初、労働省婦人少年局が牽引車でした。例えば、占領下の昭和25年(1950年)、日本の国連加盟までまだ6年もあった時に、弁護士久米愛先生と若き日の元婦人少年局長高橋展子先生が国連の婦人の地位委員会へ傍聴に行っておられるのです。外貨もなく、食うや食わずの状況の中で、人々を説得してオブザーバーとしてお出かけになるにいたる過程は、並大抵のことではなかったに違いありません。そういうご努力が、今日、「これまでの15年、これからの10年」を私たちが語り合うことのできる基礎になっているのです。

次に、「これまでの15年」について、私が感じているところを、3点お話させていただきます。一つは、これまでの歳月は、国際婦人年にしても、国連婦人の十年にしても、国連主導型であったことです。国際連合という国際組織が非常に大きな力を持って、極東の島国、日本にまで波及効果を及ぼしてきました。国連の投じた一石が、日本女性の地位向上のきっかけになったこと、これはどなたも異論のないところでございましょう。

NGO(民間団体)もこの15年にかなり力をつけてきました。本日最初にご挨拶をされた中村道子先生の「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」も、国際婦人年の故に結集されたのでした。全国的な規模で、官民あ

げて女性問題への真剣な取り組みが始まったのも、国連婦人の十年の大きな影響によるものと思います。「光りは国連から」ということになりましょうか。

二つ目は、「この15年で何が変わったか」についてです。一番大きな変化は、性差別の撤廃が法制度の中に組み込まれたということです。戦前、日本の女性が無権利状態だった頃、婦選運動をされた市川房枝先生が、こんなふうにおっしゃっていたそうです。「一時の政府に何かを約束させても、それはあてにならない。約束は、法の中に書き込んで初めて確かなものになる。もし、それが条約という外国との間の法であれば、なお確実である」と。そういう意味で、市川先生は女子差別撤廃条約に非常に期待しておられたそうでございます。市川先生が、日本の条約署名の際に、大きな力を尽くされたことは、みなさまよくご存知のとおりです。先生は、条約批准を待たずに87歳の天寿を全うされましたが、その枢に女子差別撤廃条約のコピーが入れられたのをご存知でしょうか。私は、藤田たき先生のご著書の中でその一節を拝見したとき、感動で目頭が熱くなりました。私たち次に続く世代が、これをしっかり守っていかなければいけない、と思った次第です。

性差別の禁止が、法制度の中に書き込まれたことの意味は、はかり知れません。法制度に書き込まれていれば、性差別撤廃は、法を実現するという目的で運動を展開することができます。しかし、もし法になっていなければ、見方によっては、それは非合法的な運動であり、反社会的な運動として闘われなければなりません。その意味でも女子差別撤廃条約の批准は大きな効果がありましたし、それに伴う法改正、中でも男女雇用機会均等法が私たちの大きな宝になったと思います。均等法は大切な部分が努力義務になっていたり、まだまだ問題があります。しかし、努力規定も法の一部ですので、何もないのとは本質的に全く違うわけでございます。

第三の特徴は、男女平等の考え方についてです。これについては、これまでに3段階の展開があったと私は考えます。最初、例えばILOが生まれた1919年頃の考え方は、女性は保護される対象であると見られていました。それが、1944年のフィラデルフィア宣言の段階になると、いわゆる機能平等論に変わります。女性が家庭責任をもっていることは前提であり、その女性が労働と家庭をいかに調和させるか、というスタンスになっていました。1965年のILO

123号勧告や、67年の婦人差別撤廃宣言がこの考えに基づいています。第3段階は、1975年の国際婦人年に始まりました。世界行動計画でも、その年のILOの雇用における男女の機会と待遇の均等に関する宣言でも、これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方を根本から変えて、伝統的な男女役割分担観念そのものを変革することがテーマになったのです。それ以降、女子差別撤廃条約もILO156号条約（「家族的責任を有する男女労働者の機会均等および平等待遇に関する条約」）・165号勧告も、まさにその考え方でできています。

さて、それでは「これからの10年」に何を目指したらよいのでしょうか。これまでに法制度はほぼできあがりました。これからは、それをいかに実現していくかだと思います。その中で、私は特に3つの要素を提言したいと思います。一つは、いま私たちが「平等、平等」といっていることの内容は一体何なのか、なぜ平等でなければならないのか、その哲学・認識を深めることの必要性です。私は、短期大学で教師をしております。18歳、19歳の学生に接しておりまして、まだまだ自己決定権を自分がもっていること自体、あやふやな学生が多いのです。自分たちのアイデンティティがどこにあり、なぜ性差別を撤廃しなければならないのかを、もっと勉強することが肝心です。それには、教育の中でこのことがもっと議論されなければならないと思います。

二つ目は、社会活動の面で、NGOがさらに力をつけていかなければならないということです。NGOはもっと活動領域も広げていかなければなりません。例えばODA（政府開発援助）に対しても、私たちが発言しなければならないでしょう。その延長線上にユニフェム（国連婦人開発基金）への日本の女性たちの協力ということも出てくるのではないかと思います。

私ども国際女性の地位協会では、昨年12月にアメリカの国際女性の権利監視協会のアルヴォンヌ・フレイザー会長をお招きして、赤松良子会長と「これからのNGOはどうあるべきか」というシンポジウムをいたしました。（その内容は、岩波ブックレット『女の力はどう変わる？』となって販売されている。）結論としては、まず民間がもっと賢くなること、そして、民間と政府が対立するだけでは意味がない、女性問題に関しては、もっとお互いに協議しあう必要があるということになりました。勿論NGOは、政府とは一線を画し、民間

の立場から「コーポレイション・アンド・プッシュ」（協調と後押し）でやっていくのがよい、ということでした。

最後は、法的平等の実施をチェックするシステムについてです。それについては、ただ今、有馬先生からご紹介のあった今年の婦人の地位委員会の勧告が非常に参考になります。ちょっと開けていただきますと、1頁の勧告2に「政府は、例えばオンブズマンまたは類似のシステムの設置のような、個々の婦人と公的機構をつなぐ施策を進めるなど、法的平等を実施に移す手段を講じるべきである」としています。私は、前々からこのことを考えておりましたので、我が意をえたりでございます。女子差別撤廃委員会や婦人の地位委員会の勧告の実行をチェックするなど、行政を監督したり、個々の女性の苦情の処理に当たったりする機関を設け、そこに民間と行政をつなぐ役割を担うようにさせるととてもいい構造になっていくのではないかと考えるのです。

繰り返しますと、私自身がアイデンティティをもち、性差別とは何かの認識を深めること、NGOがもっと頑張っていかなければならないこと、オンブズマンのような行政監督システムを設置すること、それらが「これからの10年」で最も大切ではないかと思います。ありがとうございました。

○司会（有馬） どうもありがとうございました。それでは緒方先生よろしく願いいたします。

○緒方 緒方でございます。昨年1989年という年は、戦後の世界史を非常に大きく変えた年だったと思います。それは天安門事件に始まりました中国における変革、それからソ連、東欧の変革、ベルリンの壁が壊れたということは、これは本当に戦後史が変わったということの象徴だったと思います。

ところが、外国から日本を見ている方達は、日本も大きく変わったという印象を持たれたのです。どうしてそんなに日本が大きく変わったという印象を持たれたかと言いますと、女性が突如力を持ったと、こういう印象を与えたのです。

何をもってそういう印象が出たかという、まず消費税導入に対する反発、消費者運動の活発化、また参議院議員選挙における女性の進出、そして更に、女性の大臣が2人も現れたと、これを皆一緒にいたしますと、突如、女性パワーが日本で高揚したというふうに外国の方々には見られたのです。

どうしてそんなに突然、日本で女性が強くなったのかというような質問を、

私しばしば受けましたのですが、その時に、私がいつも申しましたのは、日本の変化というのは、非常に絶えず、そして、しかし非常に速く進んでいるのだと。

毎年毎年見ていますと、殆ど変わらないように見える日本の社会なのですが、10年という期間、あるいは5年、10年、15年と区切りますと、ものすごい大きな変化が目立つのです。1989年というのは、そういう年であったので、突如女性の力が強くなった年なのではありませんと、こういうふうに説明していたのです。と申しますのは1975年国際婦人年というのは、日本の女性にとって、あるいは世界の女性にとって、非常に大きな進歩の年だったと思いますが、その前からの蓄積というのは、当然あったのです。その蓄積の上に立って女性の地位、平等ということをもっと大きな目標に結集したというのが、1975年の国際婦人年でした。

先程ご紹介にはございましたように、私もその年には、最初の女性公使として、ニューヨークの国連日本政府代表部に赴任しまして、4年近く国連のお仕事をいたしました。その時には、かなり新聞に出たという程まだ珍しかったのですが、その後は、こういうことも普通になってきましたし、また沢山の方々が政府でも働いておられる。それから国連機関でも働いておられる。それから企業でも働いておられるというふうに、非常に女性の地位というものは変わってきたのです。地位というか、活動の範囲というものが広まりまして、普通のことというふうに段々受け入れられるようになってきたのです。

そのような中で、たまたま政治の部分においては、大臣になる方々が、実力は持っている方は沢山おられると思うのですが、いろいろな理由から、いろいろな理由というのに社会的な慣習とか、政治の世界は特に遅れていると思いますが、そういう世界において、女性をトップのポジションにしなかっただけで、してみればいかに能力があったということは、非常に明らかになっているのだと思うのです。

そういうことで、1989年というのは、外国から見ますと、日本の女性パワーが高揚した年というふうに見られたのだと思います。ただ確かに15年の間に、大きな変化はございました。私のように教育にずっと携ってきた者にとっては、常に日本の女性の教育の程度というもの、それから能力というものに疑

いは持っていませんでした。常に非常にしっかりした若い女性が沢山育っていくのを見てきたのです。

ただ、こういうふうに申し上げましても、特に均等法の制定というのは、やはり大きなプッシュだったと思います。その点では均等法の成立に努力なさいました労働省、それからNGOの方々、私は大変感謝しています。というのは、私はどちらかというと送り出しの方の測におりますから、大学で勉強した若い女子学生が、これからいよいよ社会に出ようとした時に、いかに大きな壁にぶつかっていたかということ、十分知っていたからです。私自身、もし均等法が制定されていた時代に大学を卒業してしましたら、多分真直ぐ働きに出と思うのです。その頃は、そんなチャンスがありませんでしたから、大学院に行って、長々と勉強して、結局教育の仕事に携ることになったのです。この均等法が制定されてから、私の大学では共学でもあるし、非常にやる気のある若い優秀な女子学生がおり、毎年、いわゆる総合職を受けて企業に入っていく女性が、どんどん増えています。企業の方も、1年目に1人とか2人採られたところは、2年目には4人、5人、更に3年目には10人、4年目には15人、20人というふうに、どんどん増やしておられるという印象を持っています。

一つには採ってみると、いかにちゃんとよくやれる女性が多いかということが分かってきているのだらうと思いますが、この様子を見ていますと、これからの10年を展望しますと、かなり変わるのだらうという気が実感として持っています。

まず、若い女性が、男女間に差別があって、女性がいろんなことをしようと思った時に、大きな壁があるということを実感として、初めて知るのが就職の時です。それまでは、教育の過程では、どこでも受けようと思って勉強さえすれば行けるのです。そして浪人をして、頑張っって大学に行く女性も沢山います。

そういう人達が卒業間近になると、初めて大きな壁にぶつかって、そして男女の問題、女性の地位の問題ということを知るのが就職の機会だったのです。それが今、どんどん開かれている。開くところ程、優秀な女性が入っていくのです。ですから、そういうふうに考えますと、入っていけるということが、若い女性の意気を、大きなものに膨らませている、希望の膨らんでいく女性、そして、そういう社会というのは、いい社会なのだらうと思うのです。ですから、

そういう方から見てみますと、私はかなり明るい日本というものを期待できるような気持ちがして、大変喜んでいました。

それでは今後どういうふうになるのかと、次の10年を考えました時に、私は今までは、女性の地位ということを何とかして向上しようとしてきた努力、そして、その過程で確かに沢山の女性が、今は管理職のトップには、まだおられないかもしれないが、直ちに中堅層位のところには沢山入っていくと思うのです。そういう時代になった時に、一体どういうことを考えてほしいかと申しますと、やはり女性の保護と地位の向上という観点から、日本全体をどういうふうに変えていくかということに、もっと目を向けてもらいたい、また事実そういうふうになっていくと思いますが、そういうことを期待しているのです。

簡単な例が、雇用条件のこと一つを取りましても、今までは厳しい終身雇用、そして長い時間の労働時間、そういう中で何とかして耐えながら、きちっと認められたいということで頑張ってきた女性達なのですが、これからは日本自身が、ゆとりの社会に変っていかなければならない。労働時間の短縮ということ、政府も目標として出していますが、これがなかなか実現しない、短縮だけではなくて、育児休暇であるとか、フレックス・タイムですね、そういうものの導入ということは、日本の社会をよくするし、それが女性にとって、どれだけ有利な労働条件、そして生活環境を作るか分からないのです。

ですから、女性はいずれからゆとり社会を作る、あるいは消費者が主導する社会を作ると、そういう方に、もっと広い日本社会の変革というところに目を向けて、その過程で、自分にとって有利な、そして自分だけではなく、家庭にとっても有利な生活環境を作っていく、それが私共女性の使命であり、また私の期待をするところです。

国連の影響で、かなり日本は女性問題については進んできたというのが、先程山下先生が言われたとおりだと思うのですが、日本は外からの圧力とか、外からのスタンダードによって、かなり頑張れる、そういう体質があるが、これからの10年は、もっと自分達の中から自分の目標を作っていく時代ではないかと思っています。

そういう中に今は雇用条件、社会の仕組等のことを申し上げましたが、もう一つ、今まで「国連婦人の十年」は平等・平和・開発だったのです。開発の問題

について、日本の女性は、ここまできたが、実はもっともっと厳しい労働条件のもとで、もっと厳しい生活環境のもとで、貧困の中で暮している女性、人間が世界に一杯いるのです。そういうところに日本の国として、これからの役割も、平和への貢献、あるいは開発への貢献なのですが、それをうんと押し進めていく役割というものがやはり女性にあるのですから、自分達だけではなくて、世界に向っての役割ということを変えていく、世界を変えていく、そういう方向への視点の転換ということが、これからの十年に一番期待されているのではないかと、このように考えています。ありがとうございました。

○司会（有馬） どうもありがとうございました。お2人のお話で、大体主な大切な論点は、全部ご指摘頂いたのではないかと思います。私もほんのちょっとだけ、これまでの15年、これからの10年ということでの感じを述べさせていただきます。

私にとって、これまでの15年というのは、国際婦人年及び国連婦人の十年につきるという感じがします。この間、私はジャーナリストといたしまして、メキシコ、コペンハーゲン、ナイロビ、3回の世界婦人会議取材して参りました。そしてその度に驚きというか、ショックを受けてきたという感じがいたします。今でも忘れませんのは、1975年メキシコで初めての世界婦人会議が行われた時の体験です。そこで当時のワルトハイム事務総長が、婦人問題というのは人権の問題である、人を人種とか民族とか性とか、そういうことによって差別しないで、この地球の上に生まれた人は総てを責めなければならないという人権の視点から、女性問題についてのスピーチをなさいました。その話を聞いた時に、ああそうだったのかという、それまで自分の考えていた婦人問題、女性問題のカセがはずれて、何か目から鱗が落ちたというか、大変な広がりをもって、婦人問題を受け止めることができたという経験をしました。

それに励まされて、仕事を続けてきたような感じがします。先程山下先生は「光は国連から」と言われましたが、日本は国連の動きを上手に利用した数少ない国の一つではないかと思えます。特に今日は労働省の主催ですが、労働省、あるいは総理府、外務省、文部省、農林省、様々なところに、女性の心ある官僚の方々が沢山おられました。その方々が「それ、この時期だ」というので、法律とか制度とかの体制を整えられた、その成果は、今日、大きく実っている

と思います。

私共マスコミは、随分政府を批判いたします。批判は大事なのですが、しかしその一方で、そうして成し遂げられたことの業績というか、その点はやはり、きちんと評価しなければならないと思うのです。

そういう中で、先程緒方先生が、雇用機会均等法にお触れになりましたが、均等法を初めとする様々な法律や制度の改正によりまして、法的、制度的な平等というのは、日本は相当しっかりした基盤ができたと思います。この上は、先程の報告のところでも述べさせて頂きました実際上の平等を、どう作っていくかということではないかと思うのです。

そのことについて、ちょっといくつか考えることがあるのですが、3つ位申し上げさせて頂きます。一つは、建て前と本音というような考え方が私共の中にもございますが、これはもう止めた方がいいのではないかと、ということです。つまり建て前では男女平等とか、女性の地位向上とか言うが、本音のところでは、しかしそうは言いながら、家に帰ると、やはり父ちゃんは立てなければというような考え方が、私共の中には、意識の中はかなり根強く残っているのではないかと思います。

しかし、これを続けて、建て前と本音論をいつまでもやっていたのでは、身近なところからの平等はちっとも実現しないのではないかという感じがするのです。建て前と本音を一致させていくという形での私達の身の回りを見つめての平等の実現がとても大事なのではないかと思うのです。

それと共に、そのことと関連しますが、男女の平等とか女性の地位向上とかいうことを言いますと、今度はそのこと自身に縛られ過ぎて、人間的な喜びであるとか、人間的な自然な感情の発露であるとか、そういうものを押えなければならないような、そういうふうに逆に縛られる面があると感じておられる方も多いのではないかと思います。

しかし婦人の地位向上とか、男女の平等とかということは、そういうものを縛るものではなくて、人間として、素晴らしく生きるということ、男性も女性も共に人間的に素晴らしく生きることなのだという形で、余り鎧をまとわないで、自然な人間らしさを謳歌するという形での平等論が進められるといいなと思うのです。

これはどうも私達みたいな年代の者が、そう感じているだけなのかなあと、さっきちょっと思いました。松尾さんのお話を聞いていて、何かとても人間的な、素直というか、正直というか、そういう柔かい部分を沢山持っていच्छるなあと思ったのですが、ああいうふうな形で平等が進められていくといいなあと思います。そういうふうな人間をめぐることが一つです。

2番目としては、やはり両先生からご指摘があったNGOの活躍の大切さということだと思います。これは特に私は国際会議などで、そういう場に出るチャンスがあって、各国の女性達から教えられることでございます。NGOが本当に自分達の発意で何かを考え、それを実行に移していくという、あの力というものは、私達も学ばなければならないと思います。

3番目には緒方先生もご指摘になりました世界の他の国の女性達との連帯です。私達は同じ女性の中に、もっともっと苦しい環境の中にいる女性達がいることを十分認識し、その女性達へ、どうしたら私達の援助の手を差し伸べることができるのかという視点を持つことが大切なのではないかと思うのです。同時にそのことによって、私達の女性問題のあり方が見えてくるし、私達の婦人の地位の向上も、そのことを通じて、また進むのではないかと思います。誰かが誰かを助けるというわけではない、それは双方向の通行ではないかなというふうなことを思うのです。簡単ではございますが、以上のようなことをちょっと述べさせて頂きました。

それでは何か山下先生、緒方先生、補足、ご質問がございましたら、どうぞおっしゃって下さいませ。

○山下 先程申しました1965年に出了た勧告123号勧告でございますが、家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告、そのスタンスが1975年に変わったのでございます。

○司会(有馬) ありがとうございます。

○緒方 私は今、有馬先生がおっしゃいました男女平等というのは、人間的な喜びを分かち合う仕組だというお言葉に、大変感銘を受けたのです。平等というのは、自己主張だけをするのではなくて、特に差別されているということは、非常にそれこそ人間の尊厳に対してよくないことで、差別されるといじけるか、性格的なおおらかさが、どうしたってなくなるのが当然ですから、それで差別がよ



くないのであって、その点では女性が強くなったから居心地が悪いと男達が思うような社会を作ろうと言っているのも何でもないので、協力の社会を作っていかなければならないと。

ただ私が最後にちょっと申したいのは、今までやはり内と外という考え方が非常に日本の社会では強いものですから、女性は家では非常にカカア天下とか、いろんな面白い言葉が残っていますが、そういう形で、家では強いのだが、外へ

出たら、かなり自己を殺さなければならないという風習が残っていて、それがそもそも、もっと外でも活躍できる人達、特に若い人達を押さえているのではないか、それと同時に、男性も同じようにおおらかなゆとりの社会と一緒に作っていかなければならないのではないか、何と言っても日本全体が変らなければならない時期に、女性の方がもっと変革のペースが速かったから、私はこの変革に対してもっと敏感なのではないかと思っているのです。ですから、そういう女性の変革の希望というものを、もっと日本全体のために役に立ってほしいというふうに考えているのです。

○司会（有馬） ありがとうございます。

○山下 同じように大学の教壇に立っているのですが、私は所属が短期大学ですので、残念ながら、緒方先生とは少し違った印象をもっています。昨日も学外研修という催しがあり、一晩泊まりで学生たちと議論をしてみいました。彼女たちは、まことに伝統的な、昔ながらの考えに支配されている場合が多いのです。私の所属は、保育科です。幼稚園教諭や保母さんになる学生の担任をしています。学生たちは、専門職に就こうとしておりますが、「子どもが生まれたらリタイアして、自分の子どもは自分の手で育てたい」とか、「結婚した相手が仕事を辞めなさいといえば、辞める」とか、相変わらず、そういうことをいうのです。

先程も申し上げたのですが、教育の中で、自立志向というか、自分の存在が何かというあたりをはっきり捉えさせなければダメだと思います。また今、20世紀を終ろうという段階で、さまざまな矛盾が社会に顕在化しています。環境破壊、平和に対する脅威、教育におけるイジメの問題などあるわけですが、それらを解決していくために、女性の力が社会から求められているのです。ですから、単にこれまでの男性社会の基準に添う形で平等を主張するのではなく、お二人の先生方もおっしゃるように、人間性豊かな社会という新たな価値をもつ平等社会の構築こそ私たちの目標だということを認識する必要があります。つまり、女性が社会参加することに積極的な意味がある、ということを私たち自身が気付かなければなりません。このあたり、もっと女性たちが、自信をもつことのできる教育ができないものかと思います。

例えば、そういう教育を「女性学」とかいって、取って付けたように、大学

生になってからやるのではなく、もっと幼児の段階からする必要があります。
これは、横浜女性フォーラムの監修された「アリーテ姫の冒険」(学陽書房)
という童話です。皆さま、ご存知ですか。作者はイギリスのフェミニストで、
横浜女性フォーラムに集まった方が翻訳なさったものです。これまでの童話は、
眠り姫にしても、白雪姫にしても、お姫様自身は、眠っている間に王子様がや
ってきて難問を解決し、最後は王子様のまたがる白馬のお尻につかまって夢の
お城に向かうというストーリーでした。お姫様は、美しいだけで、何ら問題解
決のための努力をする訳ではなく、寝ていて、棚ぼた式に幸せになるのですが、
こうした童話からは、自立志向は育ちません。アリーテ姫というのは、お姫様
が自分自身で難問を解決していくストーリーです。私たちは、幼児期の子ども
の目に触れるものから、チェックする必要があります。

また、別の例ですが、私は短大で法学の講義の最初にアンケートをいたしま
す。「国連婦人の十年について聞いたことがありますか」という設問に対して、
去年の学生は20%が「はい」と答え、今年の学生は10%が「はい」と答え
ました。ここにお集まりの皆さまにとっては、国連婦人の十年というのは大変
意義のあるものだったと思いますが、「1985年」は、確実に過去のことであ
り、教育の中で教えられなければ、年々忘れられていくということなのです。
そういう意味で、幼児教育も含めて、小学校、中学校、高等学校までの過程で、
もっともっと女性問題に関する本質的な考え方を学び合ってほしいと思います。

○司会(有馬) どうもありがとうございました。私は黙っていようと思ったのです
が、山下先生どうも「アリーテ姫」をおっしゃって頂きましてありがとうございます。
私共の方で市民の女性グループが翻訳したものを、私共が監修をして
出版させて頂きました。お陰様で4万部を既に超えていまして、朝日新聞の天
声人語がお雛様の日に取り上げて下さったというようなこともあって、冒険す
るお姫様というようなことで、話題になっています。是非どうぞこれもよろし
く、学陽書房から出版されていますので、お願いいたします。

それはそれとして、先生方それぞれいろんな所で、いろいろご活動なさって
いらっしゃる。そして今日会場の皆様方も、これまでの15年、やはりいろん
なご活動をなさってこられたし、またこれからの10年、こんなことをやって
行きたいと思っておられる方も多いのではないかと思います。限られた時間で

すが会場からのご質問、ご意見などを少し承らせて頂きたいと思います。ご質問、ご意見などおありの方、どうぞお手をお挙げ下さいませ。そちらの方、マイクがそこにございますので、記録の関係上最初に所属とお名前をおっしゃって頂ければというふうに思います。それとなるだけ沢山の方にご発言を頂きたいと思いますので、恐諸ですが、短くお願いします。

◎森下 国家公務員で森下と申します。先程「勧告と結論」で、この中の3頁に、婦人の無償労働ということが書いてありますが、多分日本では専業主婦のことを言うのかなあと思ったのですが、これは婦人の地位委員会ではどういうことを具体的に無償労働というふうになさっていらっしゃるのかなあと問い質します。その無償労働について日本は、男性の残業など、かなりひどい状況にあるのですが、無償労働などというの、やはり婦人には大いにかかわってくることでないかと思っています。

もう1点、山下先生と緒方先生から、均等法がいかに女性の地位向上に対して重要な役割を果たしたということをおっしゃって頂いたのですが、均等法が確か3年後には見直しにすることがあったと思うのですが、その場合に、私達が今後均等法をよりよい私達のための均等法にするために、どういう見直しがいいのかなという、何かそういうポイントがありましたら教えて頂きたいと思います。以上です。

○司会(有馬) ありがとうございます。お答えをする前に、ちょっと他に会場から、ご質問、ご意見、ございましたら受けさせて頂きたいと思います。ご質問、ご意見、ご発言の方はどうぞ。

◎今井 コンピューター・メーカーで管理職をしている今井と申します。お2方とも、パネラーの方が大学の先生ということなのですが、特に私共企業から見て、是非女性の学生さんに教えて頂きたいということは、ライフ・ステージの生き方、それから謙虚とか、謙譲というものは、私拭した生き方ですね。特に先程自己主張という言葉がありましたが、イニシアチブを取るというふうなところを、特にお教えして頂きたいというふうに思います。と言うのは、企業で組織を運営する力ですとか、それから運営的なことはある程度教え込めばできます。但し推論の世界、企画をする世界、いわゆるチームワーク的なことを除いた、先程、松尾先生がおっしゃっていましたが、0を1にする世界ですね。

そういうところですか、3の仕事をして10にするところ、いわゆるそういう所が非常に弱いのです。そこのところを払拭しない限り、自転車操業をしているような企業は倒れてしまうということになりますので、そういう類のところを、やはり女性の一番弱点だというふうに15年位分析しています。以上です。

○司会(有馬) ありがとうございます。他にいかがですか。ご質問、ご意見、今特になければ、それでは先程、最初の方のご質問の所で、まず無報酬労働の所ですが、これは原文ではアンペイド・ワークというふうになっています。つまり支払いのない労働ということです。それでおっしゃるように日本では家事労働というふうに恐らく解されると思いますが、会議の場で主として問題になりましたのは、途上国における女性の農業労働、あるいはインフォーマル・セクターの労働です。例えば何か手工業例えば手で籠なんかを編んで、道に座って売る女性達がありますよね、議論の中ではそういう労働についても割合多く語られました。特に農業生産に従事している女性については、途上国の多くの国では、大体産業の八割位が農業であり、その中の7割から8割を女性が担っているにもかかわらず、そして長時間一生懸命働いているにもかかわらず、その労働が殆ど報われていない。こういう労働を何とか報われるものにできるようにということで論議をされました。家事労働も、恐らくこれには含まれると思います。

次に、ご質問の均等法のことに関してですが、これはどなたか。

○山下 労働法が専攻ではありませんので、一般的なことしか申し上げられませんが、均等法施行以降に女子労働者の二極分化が進んできた、という問題が確かにあると思います。私の所属している短期大学には、経営学科がありまして、その学生たちは100%就職をしていくのですが、その多くは総合職ではなく、一般職で採用されます。コースに分かれた昇進の機会の少ない方に行かざるをえないのです。入り口でのこうした差別的取り扱いを均等法が産んでしまったとしたら、これをなんとかしなければいけない、というのが私がいま考えている一番大きなポイントです。

つぎは均等法が制定される過程で、一番議論になった「募集・採用・配置・昇進」部分が、結局、事業主の努力規定になっている点です。先程、それでも無いよりはましだというお話をいたしました。勿論、見直しすべきキイポイ

ントです。

もう一つは、機会均等調停委員会という画期的な組織が作られましたのに、それがまだ機能していないようです。先程指摘いたしましたオンブズマンとの絡みでも、この組織を有効に活用する方策を講じるべきだと思います。開店休業の原因は何か、法制度の不備なのか、それとも当初の予想と異なる社会的現象があるのか、やはり見直しの時にきていると思います。なお、各県の婦人少年室には、かなりの数の相談があり、問題の解決がはかられているようで、心強く思います。1988年に女子差別撤廃委員会での日本政府リポート審議の際、1年間に2000件もの相談があったとうかがいました。

開店休業らしいので、その辺りも何か法制度上の不備があるのか、あるいは予想したのと違う現象があるのか、やはり見直しの時にきているのではないかと、そんなふうに思います。

以上3点、日頃思っていることですが、お答えになりましたかどうか。

○司会(有馬) ありがとうございます。

○緒方 見直しの要点については、山下先生からお話のあったもので、私はそれ以上のことは分かりませんのでコメントをするつもりはございませんが、ただ、今のお話の二極分化の話にも、つながってくると思うのですが、私は何も全部の女性が、全部総合職に行かなければならないというようなことを考えているのでは全然ないのです。やはり機会というものが広がるということが大事で、そしてその機会を活用したい人達が阻害されないということが大事だろうと思うのです。この点は女性の生き方というのは多様であるべきだと考えるのです。その多様な生き方を女性が本当に自分で選んで、そして選ぶだけの機会があるかということがポイントで、全部の人が一生キャリアで、あらゆることを犠牲にしながら、キャリアを進まなければならないなどということを考えているのではないのです。

それからまた、若い内に働いて、ある時期家庭で子供を育て、そしてまたもう一度戻れるという、その辺が実は一番期待しているところなのです。ですからその意味では、中途採用がもっと増えなければいけない。それは女性だけの問題ではないだろうと思うのです。

男性の場合でも中途採用、これだと能力主義になるのだだろうと思うのです。

そういうような労働条件、雇用条件の多様化という時代にやはり入っていくだろうと。その時、やはり余り損をしない方がいいのではないかと考えているのです。

先程、もっと頑張りのある女性を育ててほしいというお言葉だったと思うのですが、謙譲の美德などを払拭して、これは大学の教師では、とてもそこまではいかないと思いますが、大体女子学生と男子学生と一緒に見えますと、コッコツ一生懸命勉強するのは女子学生です。それからゼミなどで、活発に発言するのは男子の方が多かったのですが、やや変わりつつあるとは思いますが。そしてまた極めて個性的なのは女子の方に多いのです。そういうようなバラエティを考えていますと、これから先、いつまでも謙譲の美德の女性ばかりが日本の女性ではないだろうと、実は思っているのです。

ただ日本の全体の社会は調和を非常に貴びますし、突出した女性に対する風当りは、当分まだ強いのかなあとと思いますが、謙譲の美德はもっと払拭して、個性豊かに生きようということとは奨励しますが、なかなかそれがすぐ実現するという方向にはいかないのではないかと、次の20年になったら分かりませんがゆっくり変化はしている。ただ変化が持続的に起こっているということだけは言えると思います。

○司会(有馬) ありがとうございます。ちょっと構いませんか、緒方先生に一つおうかがいたしたいと思いますが、アンペイド・ワークの解釈というのは、一般的に使われているのは、さっき申し上げた農業労働が中心ということでしょうか。

○緒方 農業労働と家事労働と両方ではないでしょうか。

○司会(有馬) 農業労働と家事労働と両方というふうな使い方。

○緒方 はい。

○司会(有馬) どうも失礼しました、どうぞ。

○山下 緒方先生がご指摘になった、ずっと働きたい人、家事・育児のために一時家庭に入ってまた再就職したい人、それぞれのフレキシブルな生き方を可能にするような態勢がとれたらというお話に関連して申し上げます。その手掛かりになるのが、ILO156号条約・165号勧告なのです。まさに、家庭責任をもっている男女労働者が働きやすい環境作りをするための国際基準です。いま、

お話に出たようなことや、本日の資料（パンフレット№27 1990）5頁にある就労継続に必要な制度などが、内容に盛り込まれています。例えば、育児休業、看護休暇、保育施設、社会保障、夜間労働や転勤についての配慮など、非常に行き届いた内容をもっているのです。これからの10年の早い時期に批准に向かって前進できたら、と思います。

○司会（有馬） ありがとうございます。均等法の見直しのことについて、私の記憶では、これは労働省の方が一番詳しいのですが、3年後の見直しとか、いつ見直しというふうなことは特に書かれていないというふうに、私は記憶しています。しかし見直しはあり得ると思うのです。均等法の制定の時には、それと同時に労働基準法の改正が行なわれました。

本当は、もう一つセットで育児休業法の制定があるのが望ましかったと思います。これはきっと労働省の方も、そうお考えになっていらしたというふうに、私は取材していて、その時、思いました。

そこで今、均等法の改正も勿論大切ですが、同時に育児休業法の制定というの、とても大切なのではないかと私は思っています。国会には野党から育児休業法案が提出されました。労働省でも実質的に育児休業制度を進めるようにということで、キャンペーンなどを強力に繰り広げていらっしゃいます。育児休業法の制定が、どこまで視野の中に入っているのか、私は存じませんが、しかし、いずれ均等法を実効あらしめるものとして、是非そのようなものが必要ではないかと思っています。

時間が迫っていて、殆どご質問、ご意見をお受けする時間がなくて恐縮ですが、最後に一言、まとめとして、おっしゃることがございましたら、どうぞおっしゃって頂きたいと思います。

○緒方 今、育児休暇の問題が出ましたが、これは労働組合の方からも、そういう要求が出て、それを確保した電機労連ですかね。電機関係の企業でかなり導入されましたし、労働省でも、この育児休暇に関する懇談会を設けられ、私もその委員にご指名頂いたのですが、育児休暇ということは、非常に大事なことでと思っています。

育児とそれから病人とか、老人のための介護とか、いろいろなことがあるのです。人生長くなっていきますから、余計いろいろな需要は増えて参りますので、

そういうことを含めた見直しということが、これから大いになされなければならないと思いますし、私も非常に、関心を持ってお手伝いできることはしたいと思っています。

○司会(有馬) ありがとうございます。

○山下 私ども国際女性の地位協会では、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会の活動を一生懸命フォローしております。見ておりますと、そういうところで、とてもよい仕事が次々運んでいます。例えば、女子差別撤廃条約であれば、報告制度があって、日本政府が4年毎にリポートを提出致します。条約批准後1年目のリポートが88年に委員会で審議され、委員たちから多くの重要な指摘を受けました。さて、その後そのコメントや質問がどういう形で実現されたか、実現のための努力がどう進行しているのか、ということになりますと、どうも極めて不確かな部分が多いように思います。折角のそうした提案が雨散霧消しないためにも、目配りをする機関の必要を痛感いたします。先程申し上げたオンブズマンの提案がそれに当たります。「これからの10年」について、私はそういうところに非常に関心があります。

○司会(有馬) ありがとうございます。最後になりましたが、今まで触れられていなかったことで、今後ご検討頂きたいことを2つだけ申し上げさせて頂きます。

その第1点は、今日出て参りませんでした、地方自治体の役割ということです。私自身がそこで仕事をしているということもございしますが、それだけではございまして、やはり実際の平等を実現するためには、1人1人の市民のところに、その考え方を行きわたらせることが必要です。そういう点で、ここには自治体でご活躍なさっておられる方も多いと思いますが、自治体の役割は、非常に大きいのではないかと思います。手の届く所の人に向けて物を言い、実際の手段を作っていくというようなことは、これからの10年を考える時に、是非今後とも強力に進められるべきことだと思います。

二番目の点としては、思いこみの見直しです。今度の勧告にも、女性は例えば、理科に不向きであるとか、科学に不向きであるとか、そういう考え方を捨てよう。もっとハイテクノロジーであるとか、新しい技術への女性の取り組みが大切だということが書かれているところがあります。男の子はこういうふう

に、女の子の方はこういうふうにと、小さい時から方向付けるといふ、そういうことを捨てて、先程、コンピューターのお仕事をなさっている女性のご発言もございましたが、新しいそういう分野への挑戦ということを、小さい時から考えて行ったらいいのではないかと思います。

時間でございますので、慌ただしいことになりましたが、大変内容豊かなご指摘を頂いたと思います。これで今日のパネルを終わらせて頂きます。ご協力どうもありがとうございました。

Ⅶ 閉会のことば

婦人局婦人政策課長 太 田 芳 枝

皆様、今日は本当に長い間ありがとうございました。そして本当にこれだけ広い会場が満員になりました。私は、婦人週間のこの会議をやります度毎に、先輩達が長い間かかってして創って下さった歴史の重みというのを、いつも感じて嬉しく思っています。

私共は、これからの10年間、21世紀に向けて女性の地位の向上のために、さらに一生懸命努力していかなければいけないと思っています。今日お集まりいただきました皆様方は、それぞれの地域・社会においてリーダーの方々ばかりと思いますので、ぜひ本日の会議の成果をお持ち帰りになりまして、是非本当の平等のために、それぞれの立場で一層の御努力をお願いいたしたいと思っています。本当に今日は長時間ありがとうございました。

〔付〕

参考

西暦 2 0 0 0 年に向けての婦人の地位向上のための
ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価
に伴う勧告及び結論（抜粋）

（総理府婦人問題担当室仮訳）

労 働 省

本仮訳は、第34回国連婦人の地位委員会で採択された決議案のうち、
勧告部分(Recommendation)のみを抜粋し仮訳したものである。

1 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略実施のベースを早めること。

A 平 等

勧告 1.

政府は、婦人団体や他の非政府機関との連携のもとに、国際条約及び国内法上の婦人の権利を男女に周知し、婦人の「法律識字能力(legal literacy)」について、すべての段階での公式・非公式の教育、マスメディア、その他の手段を使ってのキャンペーンを準備・継続するための基盤を優先的に整備する方法を講じるべきである。このための努力は1994年までに着手されているべきである。

女子差別撤廃委員会の活動は、婦人に自己の権利を認識させるために入手しやすい伝達手段を通して広く広報されるべきである。同委員会へ提出されるナショナル・レポートは、それぞれの国の中で広く周知されるとともに、政府及び非政府機関によって議論されるべきである。国連システムの諸機構、特にILOとUNESCOは、政府、非政府機関、婦人運動を支援し、有効なキャンペーンを実施できるよう、法律識字能力を高めるための各国の経験を調査するよう要請されるべきである。

勧告 2.

政府は、例えばオンブズマンまたは類似のシステムの設置のような、個々の婦人と公的機構との間をつなぐ施策を進めるなど、法的平等を実施に移す手段を講じるべきである。可能な場合には、婦人が確実に権利を行使できるよう婦人を支援すべく、国内機構及び非政府機関による集団的又は個別的法的行動による法的救済を求めることができるようなやり方が進められるべきである。

勧告 3.

教育の分野において、政府は公式なものにしろ非公式なものにしろ、性差のもたらす問題(gender issues)、男女共学、職業相談について教師の訓練を促進すべきである。政府は国の法律や習慣に従って、性に関し偏見のある表現を除去すべく、速やかに、できれば1995年までに教科書の改定を完了すべきであり、また、婦人団体との連携において、マス・メディア側の自主的政策または、他の措置により、マス・メディアにおける婦人についての固定観念を緩和させるよう手段を講じるべきである。

政府、非政府機関、婦人団体、そして他のあらゆる関係団体は、婦人の進歩にとって事実上の障害の基となっている心理的、社会的、伝統的慣習における変化を押し進めるべく、あらゆるレベルの公式・非公式な教育制度に必要な修正を加えるよう手段を講じるべきである。

国連事務局、UNESCO、その他の国連システム関連機関は、婦人についての固定観念の程度と影響を分析し、それと闘うための革新的プログラムを継続して実施すべきである。

勧告 4.

政府、非政府機関及び民間企業は、公的部門及び民間部門において意思決定できる地位に就いている婦人の参加状況の調査、訓練プログラムの促進、経済における意思決定へとつながるキャリアを婦人に与える選択的政策の分析及び国内法の整備を含め、経済分野における意思決定に携わる婦人の割合をふやすための特別な措置を講じるべきである。

国連は、経済的分野における意思決定における婦人の参加状況を世界的規模で研究し、経済的分野における意思決定の立場にある婦人の割合を増加させるための革新的な国内プログラムを分析し、既存の資源の範囲内で結果を公表すべきである。

勧告 5.

政府及び（または）関連団体は、労働市場における性による分離（sex segregation）を排除したり、職業生活における婦人の状況を改善するような施策を含め、女子雇用者数を増やすよう努めるべきである。

政府及び（または）関連団体は、男女の比較報酬を示した統計を収集し、保持し、更新すべきである。できれば1995年までに男女の報酬の格差を縮めるための新たな努力を行うとともに、同一価値労働同一報酬の原則を呼びかける特別な措置を講じるべきである。また、国の政策において配慮するという観点から婦人の無償労働の経済的価値を測るよう具体策を1995年までに講じるべきである。

国連システムは、男女間の報酬の不公平、無償労働及び非公式部門における労働を測定するという方法論的側面についての作業を完成させ、そのような測定がなされた国の研究を公表すべきである。

勸告 6.

すべての公務員の服務規則については、募集、採用、昇進、休暇取得権、訓練開発及び他の勤務条件の慣行について明確に表現すべきである。

政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである。

政府、政党、労働組合及び婦人団体は、空席になっている職務を充足するために用いられうる婦人の適任者のリストを作成するよう奨励されるべきである。婦人に対し政治や行政上のキャリアに必要な能力を開発する重要性も認識されるべきである。

1991年9月に開催される予定の「公的生活における婦人についての地域間協議 (Interregional Consultation on Women in Public Life)」は、政府及び非政府機関の最大限の参加者を得る必要があり、また、同協議は、すべての婦人に対し積極的な政治過程への参加を促すような政治活動のための議題をこれからの5年間のために設定すべきである。

他の機関との協力及び各国政府との共同作業のもとに、国連事務局は国、地域、国際レベルでの最高の意思決定組織における男女別構成に関する入手し易いデータベースをさらに開発し広めるべきである。これに関し国連システムは、同じデータベースを設置するために各国の政府を援助することができるであろう。

B 開 発

勸告 7.

経済成長を活性化するために国際的な経済社会協力は、健全な経済政策と相まって遂行されるべきである。構造調整及びその他の経済改革施策は、マイナスの経済的社会的影響を避ける一方、開発過程における婦人の完全参加を促進するように企画実施されるべきである。それらの施策は、婦人に信用供与や生産への参加、市場及び意思決定への平等なアクセスを付与する施策を伴うべきであり、これは、国の経済施策と計画の中に完全に取り入れられるべきである。

「第4次国連開発の10年のための国際開発戦略 (International Development

Strategy for the Fourth United Nations Development Decade) は、婦人の貢献と可能性を十分に考慮すべきであり、また、その実施状況を監視する場合の重要な一部分を成すべきである。国連システム関連機関は、社会の進展、特に開発途上国の婦人の状況に及ぼす国内的及び国際的経済政策の影響について調査を続ける必要がある。

勧告 8.

政府の施策、非政府機関の活動及び国際協力は、非公式部門における婦人の生活条件を向上させるプログラムを支援するよう方向づけられるべきである。

これらのプログラムは、なかんずく非公式部門の生産を増やし、国内及び国際市場へのより大きなアクセスを可能にすることができるような、適当な技術を非公式部門に組み込むことに貢献すべきである。非公式部門における婦人は自らの権利を知り、それを行行使するために必要な援助を得られるよう、組織化が奨励されるべきである。

国際レベルにおける関連機関は、非公式部門の婦人の状況を改善するに最も有効な施策は何かを確認できるよう、かかる婦人に関するより詳しく正確な情報を集めるべきである。

勧告 9.

政府、非政府機関及び国際機関は、貧困撲滅のための具体的施策を講じるべきである。これらの施策は多目的アプローチを持つべきであり、また、生産活動を創出するような教育技能と訓練を含めるべきである。

勧告 10.

まだ実施していない政府は、あらゆるレベル、あらゆる分野における教育及び訓練に対する男女平等な道を確保するために資源の割り振りについて改めて検討するとともに、婦人団体及び非政府機関と協力して、西暦2000年までに成人の識字能力における男女差をすべてなくすよう、特別な努力をすべきである。プログラムは、親と教師が男女生徒に平等な教育機会を与えることを確保するよう策定されるべきである。特に科学技術系科目、とりわけ国の開発優先事項に呼応するような科目を女子が勉強すること、経済や公共生活への完全な参加に向けて女子を教育することが奨励されるべきである。これらのコミットメントを達成できるように長期的なベースで成長の活性化を確保すべく国内的、国際的レベルに

において適当な施策が講じられるべきである。

UNESCO及び国連システムのその他の機関は、婦人の非識字者をなくし、あらゆるレベルの教育訓練への平等な道が婦人にも確保されるような努力を監視することを特別に優先すべきである。

勧告 1 1.

政府は婦人が新技術にアクセスでき、その技術の設計と応用に参加することが確保されるよう特別な手段を講じるべきである。

勧告 1 2.

政府及び非政府機関は、農村婦人の経済的、社会的状況を改善し、農業の発展の主流に統合するため、農業生産者としての役割を担う婦人を支援するために、福祉戦略よりむしろ能力を付与する方を採用すべきである。農村婦人が技術、信用供与、訓練、商取引、経営及び農業のインフラストラクチャーの改善と土地利用の管理へアクセスすることを保証することを目的とするプロジェクトに優先順位が与えられるべきである。

国連システム、主としてFAOは、婦人の農業生産能力を支援するために必要とされるインプットは何かを確認し、提供することにおいて政府と協力すべきである。

国連システムは、婦人に対する科学技術の移転を促進する新しい方法を開発すべきである。

勧告 1 3.

政府、国際機関、非政府機関及び一般市民は開発途上国において、婦人の健康が悪化していることについて認識すべきである。適当、かつ利用可能な健康サービスの提供によって婦人の健康改善を図ることは、2000年までにすべての人に健康をという目標の中の優先課題であるべきである。

婦人は、大部分の国において健康ケア労働者の多数を構成している。これら婦人が、健康についての意思決定においてさらにより大きな役割を果たせるようにすべきである。政府、国際的な非政府機関及び婦人団体は適切な母子保健管理、家族計画、安全な母性健康プログラム、栄養、婦人に特有な疾病のためのプログラム及び2000年までにすべての人に健康をという目標に関連する他の主要な健康管理サービスへのアクセスを確保することによって婦人の健康改善を目指す

プログラムに着手すべきである。

WHO及び国際システムのその他の機関は、特に栄養、母性保健及びケア、並びに衛生に特に注意を払いつつ、主に開発途上国の婦人の健康状況の悪化に対処する緊急なプログラムをさらに推進すべきである。

勧告 14.

政府、非政府機関及び婦人運動は、婦人が出産の時期及び間隔に関する決定を行うことができるようなプログラムを発展させるべきである。これらのプログラムには少年を含む男性による家庭 任の分担とともに、開発における婦人の権利と役割に関連する人口教育プログラムが含まれるべきである。婦人が家庭と仕事の要件を調和させることを支援するために社会サービスが提供されるべきである。

家族計画プログラムは、婦人が出産の時期及び間隔についての決定、母性の安全性のための決定を行うことができるように開発或いは拡充されるべきである。

国連事務局、UNFPA（国連人口基金）、WHO及び国連システムのその他の機関は、開発における婦人の役割と人口に関連する問題を結びつける共同プログラムを発展させるべきである。

勧告 15.

政府及びその他の権限を有する国家機関は、アルコール、麻薬及び向精神薬の消費及び濫用に関する婦人の健康に関連する国の政策及びプログラムを設定すべきである。強力な予防措置がリハビリテーション措置とともにとられるべきである。

さらに婦人の職業上の健康障害を減少させるとともに不正に麻薬を使用させないような努力が強化されるべきである。

勧告 16.

婦人とエイズ問題に関しても、より多くの注意が払われることが必要である。そしてこの点に関する努力はエイズに関するWHOの世界プログラムの不可欠な部分となるべきである。また、エイズが健康と地位に与える脅威を婦人に知らせるために緊急な行動及び行動を志向する研究が、あるゆるレベルの社会的組織、特に国連システム、国内エイズ委員会及び非政府機関によって要請されている。

勧告 17.

政府及びその他の関連機関は、1995年までに親及びその他の者の世話をす

る責任と雇用の両立を促進するための社会的支援施策を策定すべきである。この支援政策の中には男女間の責任分担を促進し、扶養家族を持つ母子家庭の特別な問題に対処するためのサービス及び施策の提供のための政策が含まれる。

国連事務局、UNICEF及び国連システムのその他の関連機関は、1994年の国際家族年の一環として、子供と扶養家族に対する世話の問題、家庭内の責任及び親、その他の者が世話をする責任を分かちあう問題について各国の経験の評価も含めて、分析するための特別の努力を行うべきである。

勧告18.

政府は個々の婦人及び婦人団体を環境についての意思決定に参加させるような努力をすべきである。環境問題と環境と日常生活との関係についての教育的プログラムが開発されるべきである。

1992年の「環境と開発に関する国連会議(United Nations Conference on Environment and Development)」は、特に国内及び国際レベルの両方の問題に婦人を振り向かせるとともに、婦人の経験と知識が完全に考慮されるように婦人と環境問題への取組みを考えるべきである。

勧告19.

政府は軍縮から生じる可能性のある余剰資金を婦人の開発を含む社会経済開発の向上に振り向けることを考慮するよう奨励される。

C 平和

勧告20.

政府は、平和の過程における意思決定レベルにおける婦人の参加を拡大するよう奨励されるとともに、平和と軍縮に関する国際協定を交渉するための代表団のメンバーに婦人を含めること、更にそのような代表団に参加する婦人の数についての目標を定めるべきである。国連及び関連する国際的非政府機関は、平和の過程における婦人の係わりを増加するよう引き続き監視し、支援すべきである。

勧告21.

パレスチナ及び南アフリカの婦人に影響を与えている長期にわたる紛争を解決すべく努力の拡大が行われている中で、係わりのあるすべての婦人が平和のプロセス及び社会建設に全面的に参加できるよう特別の努力が払われるべきである。

復興のプロセスには、婦人に対する援助のための特別プログラムが優先的に含まれるべきである。このようなプログラムは、ナミビアの婦人のためにも開発されるべきである。

勧告 2 2.

政府は、家庭、労働の場及び社会における婦人に対する暴力に対して、適当な罰則を設けるよう、直ちに措置を講じるべきである。政府と他の関連機関は、また、家庭、労働の場及び社会における婦人に対する暴力の影響を予防し、コントロールし、減少させるための政策に着手すべきである。

政府及び関連機関、婦人団体、非政府機関及び民間部門は、適切な制止・矯正措置とともに避難所の設置、行政官、司法、健康、社会サービスに従事する人材の訓練プログラムを含め、適当な矯正、教育及び社会サービスを発展すべきである。

法律の執行、法的援助及び司法制度のあらゆるレベルにおける婦人の数を増加すべきである。

国連システム、政府機関及び非政府機関は、メディアにおける婦人に対する暴力の描写と家庭と社会における婦人に対する暴力の間の関係を研究すべきであり、この中には新しい国際通信技術によって可能となるものも含まれる。

II ナショナル・マシーナリー（国内本部機構）

勧告 2 3.

ナショナル・マシーナリーは1995年までに各国に設立されるべきであり、また、政府施策に直接の影響を及ぼし得るような制度上の位置づけを与えられるとともに、（1）婦人の状況及び婦人に関する政府施策の今後の成り行きについての情報収集・提供のため、（2）婦人の地位向上に役立つために十分な独自の財源を付与されるべきである。ナショナル・マシーナリーは、国家の優先事項及び計画の一部として、婦人の地位向上のための首尾一貫した政策を引き続き発展させるべきである。

国連システムは、計画・管理、訓練方法、情報の評価・入手及び利用に関して、助言、訓練、情報面でのサービスを供与することによって、ナショナル・マシーナリーを支援すべきである。また、ナショナル・マシーナリーの内部部局間での

相互援助と経験の交換を奨励すべきである。

勧告 24.

国連システムは、既存の通常予算の範囲内において、各国の要請に応じ得るよう十分な財源を割り当て、婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施を可能とするような国際活動の調整を続けるべきである。更に、このような目的に対する任意提出が奨励されるべきである。